

うみしんの現況

2020 Donan Umimachi Shinkin Bank
DISCLOSURE 2020

2020年ディスクロージャー <2019年4月1日～2020年3月31日>



福島町



乙部町



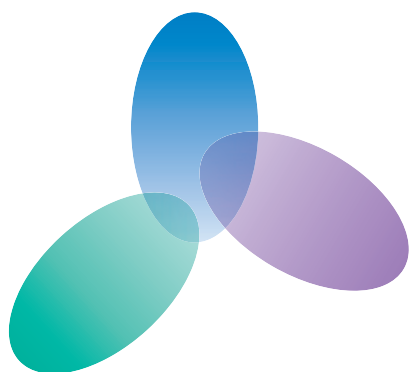
木古内町



Donan Umimachi Shinkin Bank DISCLOSURE 2020

当金庫の概要 (2020年3月31日現在)

名 称	道南うみ街信用金庫
所 在 地	松山郡江差町字本町132番地
創 立	大正13年2月25日
預 金	2,730億8千7百万円
貸 出 金	1,208億2千8百万円
出 資 金	33億7千9百万円
店 舗 数	20店舗
会 員 数	17,928人
常勤役員数	268人



■シンボルマーク

江差と函館の道南エリアを形象化するため、お客さま・道南地域・当金庫を三つの楕円で表し、それぞれが未来に向かう姿を表現したものです。

目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
業績ハイライト	3
自己資本	5
不良債権の状況	6
総代会	8
地域貢献	11
トピックス・地域とのふれあい	13
中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況	20
「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み	21
地域金融円滑化に向けた取り組み	21
リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守)	22
顧客情報の保護について	23
反社会的勢力に対する取り組みについて	23
金融ADR制度への対応	23
預金保険制度について	23
預金業務のご案内	24
融資業務のご案内	25
各種サービス業務	26
事業の組織	27
役員一覧	27
営業地域	28
店舗一覧	30
開示項目索引	31
資料編	32
役職員の報酬体系の情報開示	35
自己資本比率規制に基づく開示	42
うみしんのあゆみ	49

ごあいさつ

2020年7月

理事長 藤谷 直久



皆さまには、平素から私ども道南うみ街信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の経営内容や事業活動をより一層ご理解いただくために、ここにディスクロージャー誌を作成しました。経営方針をはじめ業績、財務内容、業務のご案内や地域の皆さまとのふれあいなど現状をわかりやすくご案内しておりますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、2019年度の国内情勢は前半緩やかな景気回復傾向にあったものの、後半にはEU離脱問題や中東情勢、米中貿易摩擦等、不安定な海外情勢や消費税率の引上げにより全体的に減速が感じられました。

私ども道南地域においては基幹産業の一つであるマイカを原料とする二次加工業で原魚の不足と高騰によって廃業・倒産に追い込まれたり、多くの中小企業で後継者問題や人手不足が一段と深刻化し、相次ぐ函館駅前のホテル開業により賃金の過当競争が表面化したりするなど、地域全体が企業経営や雇用への悪影響を受け越年しました。更に、年明けの新型コロナウイルス感染拡大の追い打ちにより地域経済は一段と深刻な影響を受けて今日に至っています。

一方、信用金庫を取り巻く環境は、高齢化や人口減少の進展など地域経済の構造的問題に加え日本銀行の長引くマイナス金利政策等により資金運用面でも困難となるなど収益環境も厳しい状況でありました。

この様な状況下、当金庫は新3カ年中期経営計画の2年目に入り、地域金融機関として事業再生・創業支援をはじめとする「うみしん相談ブランド」の確立を目標に掲げ、役職員一丸となって取り組んでまいりました。預金は、相続等による管外への流出が要因となり平均残高で4億円減少しましたが、貸出金は地方公共団体が約定弁済により25億円減少するも、一般法人で24億円、個人事業主で10億円増加したことにより総体で4億円増加しました。当期純利益は4億6百万円、自己資本比率は分母であるリスクアセットの増加により前年度比0.38ポイント低下し14.19%となりました。自己資本比率は低下しましたが、国内で営業する金融機関の下限4%を充分上回っておりますので健全性に揺るぎありません。また、利益の蓄積である内部留保額は4億円増加し145億円と着実に積み上がっております。

現在、当金庫では新型コロナウイルス感染症の影響拡大により資金繰りが逼迫している企業や消費資金の返済緩和等のご相談に誠心誠意お応えするため、各営業部に相談窓口を設置するなど体制を整備し支援に取り組んでおります。

三方よしの下、お客さま第一主義に立った業務の多様化・高度化等を進め一段の「うみしん相談ブランド」を確立し、地域のホームドクターとして中小・零細企業をしっかりとサポートし、地域から必要とされ続ける金融機関を目指してまいり所存でありますので、引き続き倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

三方よし(お客様よし、地域よし、金庫よし)の理念の下、
信用金庫の独自性・特性を活かし
地域社会に必要とされ続ける金融機関を目指す

経営方針

- 一. 質の高い金融サービスの提供に努め、多くのお客様と地域社会の繁栄に貢献します
- 一. 健全経営に徹し、信頼・信用される金庫の維持と事業の発展に努力します
- 一. 職員の融和と資質向上を図り、やりがいのある職場を創ります

中期経営計画(2018~2020年度)【Progress】

2018年度より『「三方よしの理念」のもと、地域・お客さまが必要とする金融サービスを「誠意をもって誠実」に提供し、「地域」のホームドクターとして「地域」から必要とされる金融機関であり続けることにより持続性を確立する』ことを目指すべき姿とした新中期経営計画【Progress】を策定し、以下に示す戦略に基づき、役職員一同、全力で取り組んでおります。

Progress

【戦略1】 支援力・営業力の深化

- ・金融仲介機能の発揮
- ・お客さまとの長期的信頼関係の構築
- ・会員組織の有効活用
- ・業界ネットワークの活用
- ・地道なCSR(社会貢献活動)の展開
- ・地域活性化に向けたプラットフォーム機能の発揮

【戦略2】 経営力・内部態勢の深化

- ・収益性の向上
- ・生産性・効率性の向上
- ・健全性の確保
- ・透明性の向上
- ・法令等遵守態勢・顧客保護等管理態勢のさらなる強化推進
- ・リスク管理態勢の強化推進
- ・業務継続態勢の強化推進

【戦略3】 人材力・組織力の強化

- ・人材の確保
- ・人材の育成
- ・働き方改革

【戦略4】 独自性の発揮

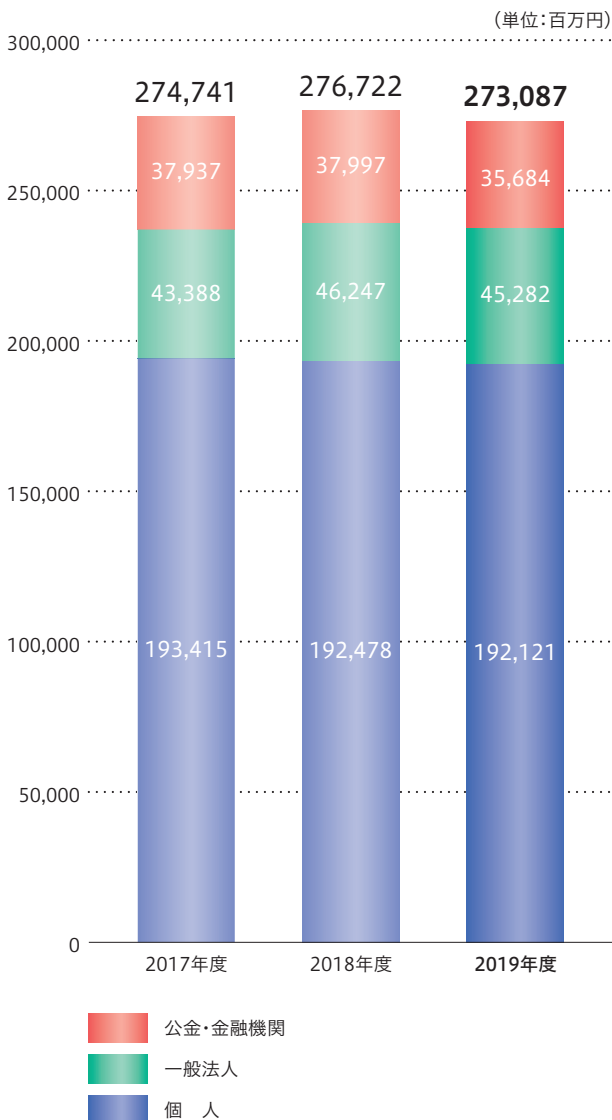
- ・「おもてなし」態勢の強化
- ・店舗周り美化へ促進
- ・年金レディース活動の業務範囲充実

業績ハイライト

預金積金残高

個人預金・一般法人預金・公金預金・金融機関預金のいずれも減少となりました。

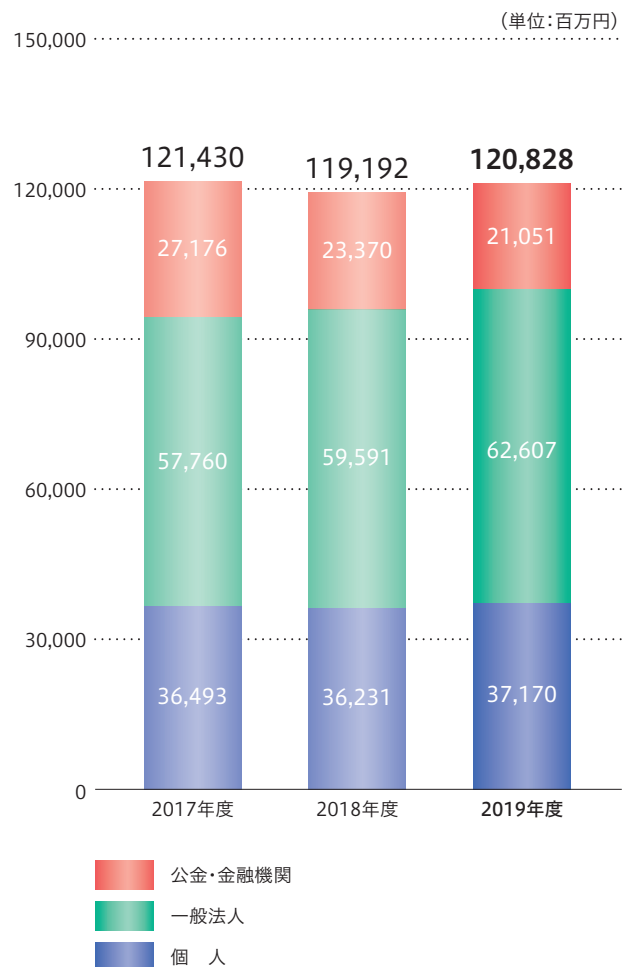
2019年度(2020年3月末)の総預金残高は、2,730億円となりました。主力の個人預金は人口減少や高齢化等が進む環境下において減少し、一般法人預金・公金預金も年度末決済や資金移動等により減少したことで、前年度対比36億円の減少となりました。



貸出金残高

一般法人・個人向け貸出金の資金需要が堅調に推移し、増加となりました。

2019年度(2020年3月末)の総貸出金残高は、1,208億円となりました。厳しい地域経済環境にあって、地方公共団体や金融機関向け貸出金が約定償還等により大幅に減少しましたが、一般法人および個人向け貸出金で資金需要が堅調に推移したことから、前年度対比16億円の増加となりました。



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

業務純益・実質業務純益・コア業務純益・
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）・経常利益・当期純利益

皆さまに安心してお取引いただけるよう、安定した収益確保に努めております。

市場金利低下の長期化により収益環境は厳しい状況が続き、貸出金利息は伸び悩みましたが、有価証券を中心とした積極的な余資運用や経費削減等により、業務純益は438百万円、経常利益は385百万円、最終利益であります当期純利益は406百万円となりました。

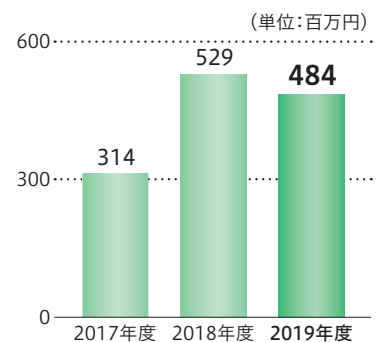
■業務純益

本来の事業活動でいくら利益を出したのか、金融機関の収益状況を的確に示している重要な指標といわれています。



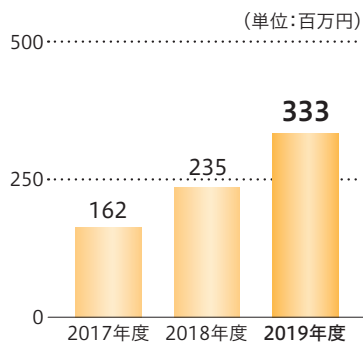
■実質業務純益

業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたもので、金融機関の収益力をより厳密に示している指標といえます。



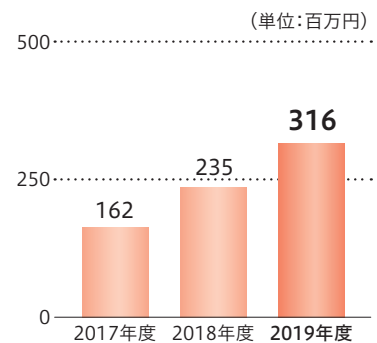
■コア業務純益

実質業務純益から、債券売却損益(債券5勘定戻)の影響を除いたもので、金融機関の本来の収益力を示す指標といわれています。



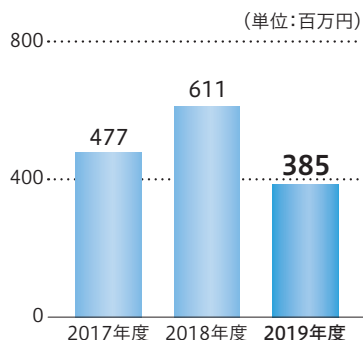
■コア業務純益（投資信託解約損益を除く）

コア業務純益 - 投資信託解約損益



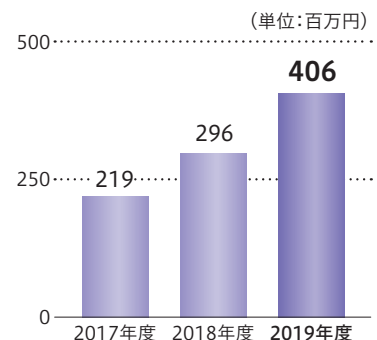
■経常利益

経常収益から経常費用を引いたもので、毎年生じる通常の利益を表すものです。



■当期純利益

経常利益から特別損益を調整し、税金等を差し引いたもので、最終的な利益です。



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

自己資本 健全性にかけては自信があります。

当金庫は自己資本総額として167億円を有し、自己資本比率は14.19%と国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しております。

自己資本比率

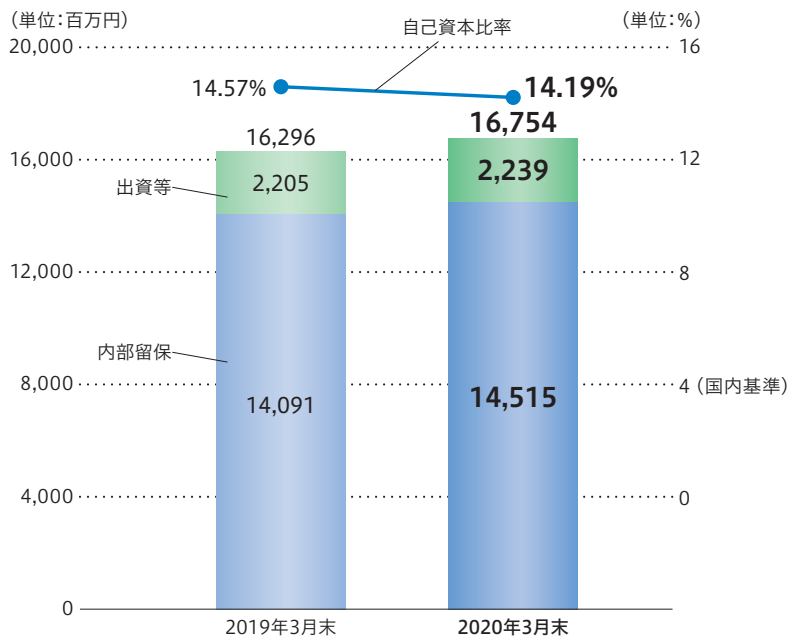
14.19%

自己資本額

167億54百万円

自己資本の重要性

自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。



自己資本比率

(単位:百万円・%)

項目	2019年3月末	2020年3月末
コア資本基礎項目 (A)	16,472	16,917
コア資本調整項目 (B)	175	163
自己資本額 [A - B] (C)	16,296	16,754
リスク・アセット等 (D)	111,825	118,069
単体自己資本比率 (C)/(D)×100	14.57	14.19

※詳細は42ページに記載しております。

自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

不良債権の状況

当金庫は貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努め、不良債権処理を積極的にすすめるとともに、十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

金融再生法に基づく開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

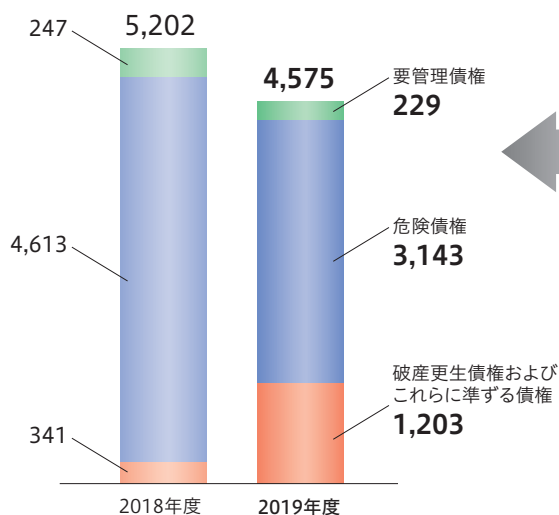
区 分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)	
金融再生法上の不良債権	2018年度	5,202	4,815	3,061	1,754	92.56%	81.94%
	2019年度	4,575	4,318	2,505	1,813	94.36%	87.55%
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2018年度	341	341	277	63	100.00%	100.00%
	2019年度	1,203	1,203	911	292	100.00%	100.00%
危険債権	2018年度	4,613	4,373	2,682	1,690	94.79%	87.55%
	2019年度	3,143	3,043	1,522	1,520	96.82%	93.83%
要管理債権	2018年度	247	101	101	0	40.90%	0.07%
	2019年度	229	71	71	0	31.12%	0.10%
正常債権	2018年度	114,436					
	2019年度	116,803					
合 計	2018年度	119,638					
	2019年度	121,379					

上記項目の説明

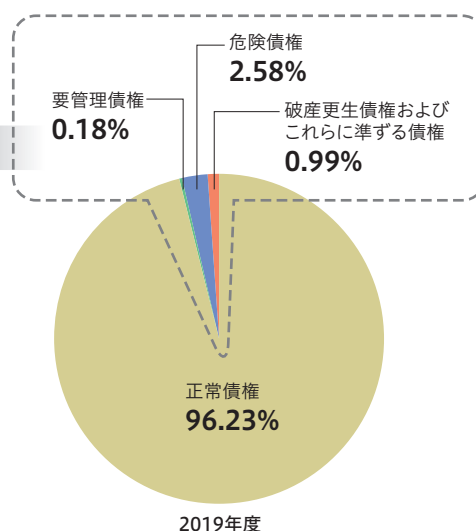
- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

【不良債権の内訳】

(単位:百万円)



【区別の残高構成比率】



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

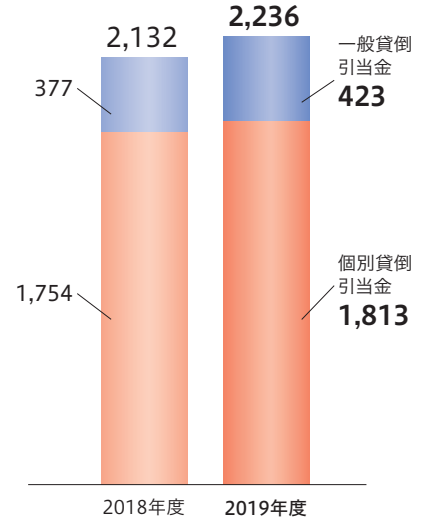
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	285	377	—	285	377
	2019年度	377	423	—	377	423
個別貸倒引当金	2018年度	1,954	1,754	21	1,933	1,754
	2019年度	1,754	1,813	25	1,728	1,813
合 計	2018年度	2,240	2,132	21	2,219	2,132
	2019年度	2,132	2,236	25	2,106	2,236

【貸倒引当金期末残高の内訳】

(単位:百万円)



貸出金償却の金額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却	44	21

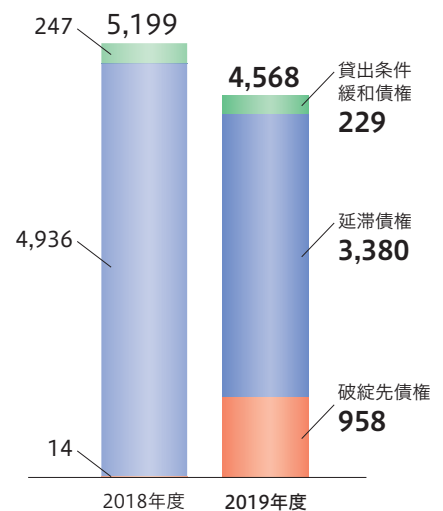
信用金庫法に基づくリスク管理債権および同債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破 綻 先 債 権	2018年度	14	11	3	100.00%
	2019年度	958	706	252	100.00%
延 滞 債 権	2018年度	4,936	2,945	1,750	95.13%
	2019年度	3,380	1,720	1,560	97.04%
3か月以上延滞債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度	247	101	0	40.90%
	2019年度	229	71	0	31.12%
合 計	2018年度	5,199	3,058	1,754	92.56%
	2019年度	4,568	2,497	1,813	94.35%

【リスク管理債権残高の内訳】

(単位:百万円)



上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てた額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

総代会 会員一人ひとりのご意見を、金庫経営に反映させていただきます。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業部店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、120人以上150人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2020年6月1日現在の総代数は150人で、会員数は17,908人です。

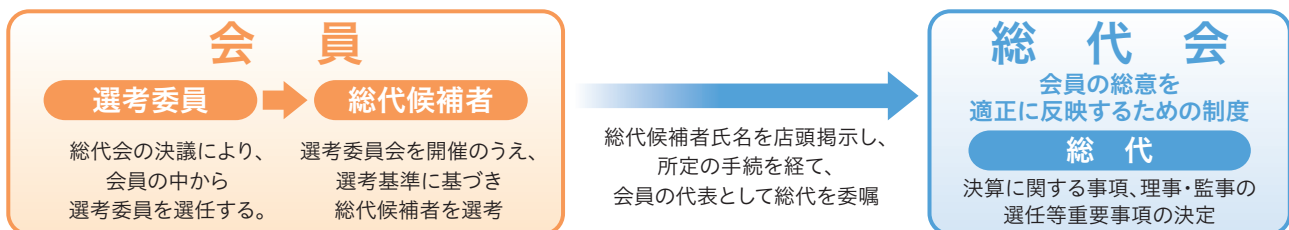
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

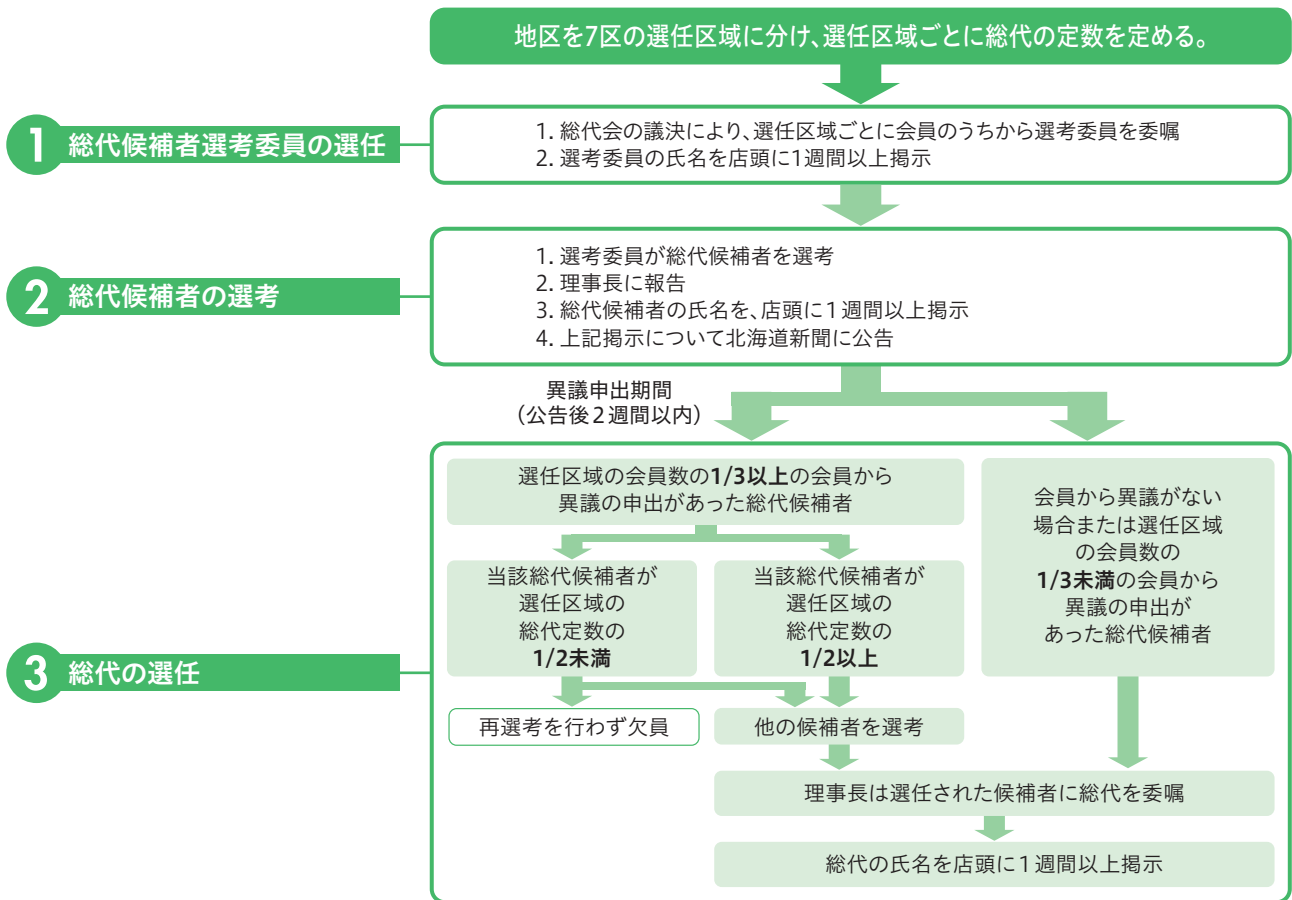
1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し出る)

(注) 総代候補者選考基準

1. 当金庫の会員でなければならない
2. 就任時点で満80歳を超えていないこと
3. 地域における信望が厚く、総代としてふさわしい人物であること
4. 信用金庫の使命と理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること
5. 地域の事情に明るく、金庫に対する協力者であること
6. 事業者である場合は、経営内容が良好であること



〈総代が選任されるまでの手続について〉



第77回通常総代会の決議事項

第77回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

第77回通常総代会議案

(1) 報告事項

第76期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 理事2名選任の件

第3号議案 監事1名選任の件

第4号議案 退任理事1名および退任監事1名に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



総代の氏名

●2020年6月1日現在（敬称略・五十音順）※氏名後の丸数字は総代の就任回数

選任区域		人数	氏名									
第1区	本店	7名	高岡 広明④ 室谷 元男⑦	田島 元④	田畑 昌伸⑥	樋口 英俊⑤	前田 憲男⑤	万年 雅利⑥				
	上ノ国支店	7名	草間 貞一⑪ 若狭 正仁②	小林 恭平⑨	小林 誠④	谷口 功⑪	福士 秀彦⑤	横山 栄一④				
	奥尻支店	5名	明上 雅孝③	石川 克己⑦	越森 修平③	干場 明②	三上 勝廣⑤					
第2区	熊石支店	3名	島谷 喜人⑩	田中 裕⑤	宮田 千秋⑤							
	乙部支店	5名	大坂 裕康④	工藤 勝仁②	近藤 宗司⑦	田中富士雄⑥	中道 照幸⑥					
	厚沢部支店	5名	鈴木 祥司⑦	鈴木 満紀⑪	能登谷謙一⑧	前井 敏弘④	山田 工④					
第3区	福島支店	5名	上嶋 利洋④	西田 篤司①	平野 武夫⑦	湯浅 章⑩	吉田 隆悦③					
	松前支店	3名	中江 清隆⑤	早瀬 智幸④	松尾 佳清⑥							
	木古内支店	4名	北島 孝雄⑧	手塚 通隆④	西根 悌司①	廣瀬 雅一②						
知内支店	4名	奥山 茂②	齊藤 毅④	澤岡 孝彌⑨	繁田 一義③							
第4区	函館支店	24名	青木 善一④ 国立 金助⑥ 竹内 優之① 原 隆俊⑪	荒木 保① 小坂 三男⑧ 田中孝太郎⑥ 福西 秀和⑧	五十嵐 稔⑦ 島本 肇⑥ 谷川 栄樹⑥ 藤原 史章①	大竹 昌尚⑤ 菅原 徹⑦ 長南 武次① 米塚 茂樹⑤	小笠原勇人① 鈴木 守⑧ 豊田 千春⑤ 渡邊 和輝④	及能 有三① 高野 元宏② 早川 勝紀⑫ 渡邊 宏海③				
	湯川支店	10名	長内 則明⑦ 中濱 一義⑧	菊池 一樹① 野口 等④	佐藤 知寿② 藤本田鶴美⑤	菅井 幸光⑫ 山矢 讓①	土谷 健治⑨	堤 良夫②				
	えさん支店	5名	斉藤 明男⑨	佐々木善昭⑥	高木 和寿①	中市 敏樹①	中村 陸三③					
第5区	函館中央営業部	17名	相川 良夫⑤ 金木 茂治⑪ 新田 朗彦⑧	石橋多喜雄⑧ 久保 司① 本郷 嘉彦⑫	大越 信幸⑩ 斎藤 秀司① 三浦 英昌①	岡村 秀康⑫ 須田 新崇⑮ 宮崎 昌②	角田 隆芳⑤ 玉津 眞史⑬ 吉野谷文一①	梶原 健司⑥ 利波 英樹①				
	ばんだい支店	9名	池田 信夫① 宮崎あけみ③	木村 孝二⑦ 吉田 勤⑬	小林 弘⑦ 渡部 二康⑦	佐藤 研二⑫	橋本 範行②	丸山 量⑬				
第6区	亀田支店	6名	石川 昭信④	石田 勝義②	松田由美子①	村上 隆樹④	森崎 幹子⑬	吉田 直人⑭				
	中道支店	5名	安保裕一郎⑫	岩館 一則⑦	小林 政春⑦	竹田 青司③	出戸 秀光⑦					
第7区	七重浜支店	8名	安藤 栄継⑤ 本庄 寛治⑦	石崎 幸男⑩ 矢口 政則②	熊谷 孝之⑥	佐々木博史⑫	床鍋 喜雄⑦	堀 英二③				
	北斗支店	8名	小野 精一② 二井田 守⑥	金澤 賢一⑥ 福島 忠志⑤	佐藤 悦郎⑦	澤田 龍②	武田 真③	時田 茂⑤				
	七飯支店	10名	秋田 広樹① 佐藤 哲司⑥	大清水新一⑭ 林 一哉⑥	川尻 淳一⑤ 原子 秀康⑨	川又 修治④ 横田 有一⑦	小泉 真⑧	財津 茂貴⑥				

合計150名

総代の業種別・年齢別構成

《職業別構成》

法人代表者	137人(91.3%)
個人事業主	9人(6.0%)
個人	4人(2.6%)

《業種別構成》

製造業	19人(13.0%)
漁業	2人(1.3%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1人(0.6%)
建設業	44人(30.1%)
運輸業、郵便業	6人(4.1%)
卸売業、小売業	40人(27.3%)
金融業、保険業	1人(0.6%)
不動産業	8人(5.4%)
学術研究、専門・技術サービス業	3人(2.0%)
宿泊業	2人(1.3%)
飲食業	1人(0.6%)
生活関連サービス業	8人(5.4%)
教育、学習支援業	2人(1.3%)
医療、福祉	4人(2.7%)
その他サービス業	5人(3.4%)

※業種別の構成比は、法人代表者・個人事業主に限っております。

《年齢別構成》

30代	1人(0.6%)
40代	10人(6.6%)
50代	26人(17.3%)
60代	62人(41.3%)
70代以上	51人(34.0%)

総代候補者選考委員の氏名

●2020年6月1日現在（敬称略・五十音順）

選任区域		氏名
第1区	本店	荒木壽美男
	上ノ国支店	八十科 剛
	奥尻支店	成田 久
第2区	熊石支店	田村美津雄
	厚沢部支店	香川 弘治
第3区	福島支店	奈良 正喜
	松前支店	小川 正紀
	木古内支店	北島 孝雄
第4区	知内支店	奥山 彰
	函館支店	長南 武次 原 隆俊
	湯川支店	藤本田鶴美
第5区	えさん支店	斉藤 明男
	函館中央営業部	角田 隆芳 斎藤 光子
第6区	ばんだい支店	柏葉 孔
	亀田支店	石川 昭信 森崎 幹子
第7区	中道支店	小林 政春
	七重浜支店	三浦 和彦
	北斗支店	金澤 賢一
	七飯支店	堀 元

合計23名

地域貢献

地域の繁栄は、金庫の繁栄。地元経済の振興こそが信金の務めです。

当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、松山・渡島管内に位置する2市14町を事業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業の繁栄や生活の安定のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機関の業務提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



お客さま

- 会員数 / 17,928人
- 出資金残高 / 3,379百万円

道南うみ街信用金庫

- 常勤役員数 / 268人
- 店舗数 / 20店舗

ご融資・支援サービス

お客さまの預金について

当金庫の2020年3月末の預金積金残高(譲渡性預金を含む)は2,730億円です。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。

地域のお客さまへのご融資について

当金庫は、預金者に対する責任に答えるべく、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

当金庫の2020年3月末の貸出残高は右図の構成となっております。

〈貸出の運営方針〉

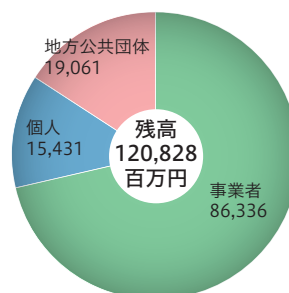
1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援いたします。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客さまにご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
3. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、地元中小企業や地域社会の皆さまの様々な資金ニーズにお応えするため、制度融資資金等をはじめ、各種商品を取り揃えております。

※取扱商品につきましては、24～25ページをご覧ください。

〔貸出金残高構成〕

(単位:百万円)



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。
※各計数は2020年3月末現在です。

預金積金における貸出金の割合 / 44.24%

設備資金 / 69,086百万円

運転資金 / 51,742百万円

ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券等による運用も行っております。

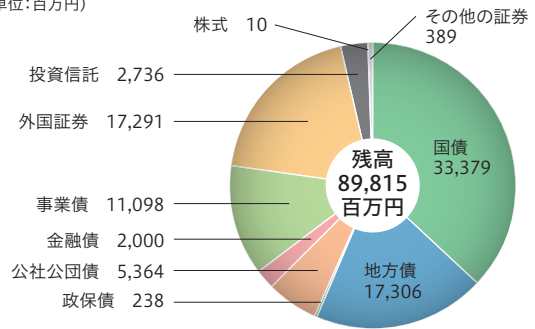
有価証券運用は、格付けの高い公社債等を中心に各種リスクに十分配慮し、安全な運用に努めております。

この他、即日換金可能な信金中金定期預金等への預入により、流動性リスクについても十分配慮しております。

- 有価証券残高／89,815百万円
- 預け金残高／70,086百万円

[有価証券残高構成]

(単位:百万円)



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。
※各計数は2020年3月末現在です。

お取引先へのご支援等について (地域との繋がり)

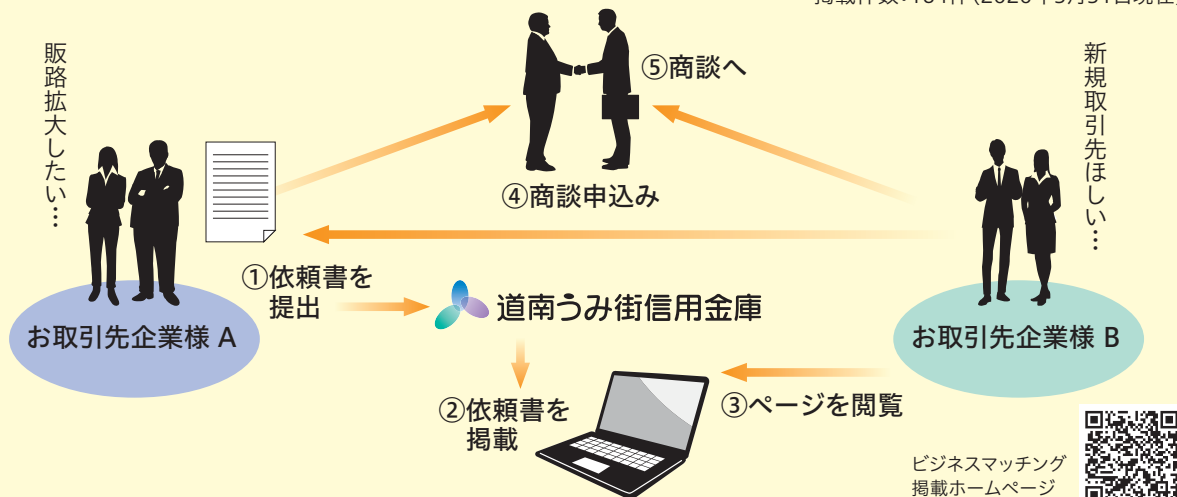
- 中小企業者や個人事業主の皆さまの経営に少しでもお役に立ていただければとの思いから、地域内の経済情報を収録した「地区内経済概況」、「月別概況」や「営業地区内の景気動向調査」、業界経済情報誌である「経営情報」等の各種経営情報をお届けしております。
- 個人のお客様が希望した場合、生活に密着した各種情報が満載されている情報誌「楽しいわが家」をお届けしております。
- お取引企業と「うみしん職域サポート協定」を締結することで、経営者を含む従業員に対し当金庫の取り扱う金融商品について、金利優遇等のサービスを行っております。お取引企業は従業員が定着し、健康で文化的な生活を営み、生活の安定と向上等、福利厚生面でお役に立てるといったメリットがあります。
- 高齢者等への課題対応等地域住民サービスの一環として、当金庫営業店所在地2市11町と「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結しております。締結させていただいた市町と連携して、複合的かつ重層的な見守り・安否確認の仕組みを構築し、高齢者の孤独死防止等に寄与するための取り組みをしております。

うみしんビジネスマッチング応援

当金庫のホームページ上にビジネスマッチングページを掲載し、お取引企業の事業展開を応援、事業パートナー等と出会う機会を提供させていただくサービスを実施しております。

お取引企業のビジネスマッチングにかかるニーズ情報(販路の拡大等)を掲載することにより、新しいビジネスへと繋げていただくことを目的としております。

掲載件数:184件(2020年3月31日現在)



トピックス

2019年度の主なできごと

2019年3月29日	入庫式(新入職員11名)
2019年6月17日	第76回通常総代会を開催(於:函館市 マリエール函館)
2019年7月1日 ~10月31日	セーフティラリー北海道2019へ参加(参加215名)
2019年8月1日	木古内支店の窓口営業時間変更
2019年8月31日	全店一斉総合防災訓練を実施(各町消防署が協力)



地域とのふれあい



お客さまネットワーク化の取り組み

当金庫には、各営業部店のお取引先事業者さま(会員)相互の親睦・交流を目的として設立された親睦団体「うみしん会」や、当金庫で年金をお受取りのお客さまを対象とした「年金友の会」がございます。

○うみしん会

【14団体:会員数1,111名(2020年3月末現在)】

各団体で経済講演会・旅行・ゴルフ大会・懇親会・レクリエーション等様々な催しを行っており、当金庫も参加・後援し、お客さまの発展と繁栄のお手伝いをしております。



○年金友の会

【16支部:会員数4,010名(2020年3月末現在)】

歌謡ショー・パークゴルフ大会・旅行・新年会等、様々な催しを企画しております。

●2019年度は「歌舞伎観劇とスパリゾートハワイアンズ」の旅に81名のご参加をいただきました。





地域活性化への『連携』

当金庫では、地方公共団体や各企業と連携協定を締結し、共同で様々な活動へ参加・協力することで、地域活性化へ取り組んでいます。

○渡島総合振興局、檜山振興局との三者包括連携協定の具体的事業活動

観光をはじめとする産業振興や地域の人材育成に関する取り組みなどで連携することにより、道南地区全体の活性化を図る目的で、2018年3月に締結した包括連携協定の一環として、2019年度は以下の取り組みを行いました。

- 道南広域観光の推進を目的として両振興局より各地域の観光案内パンフレットの提供を受け、北海道、東北、北関東の信用金庫業界団体旅行をターゲットとしてPRを行いました。
- 地域を支える人づくりを目的として道南圏の地域おこし協力隊を対象とした地域へ定着するための起業研修会への講師派遣を実施
- 「渡島・檜山管内の各産業分野の現状等について」と題して、職員向け研修会を実施
- 秋の全国交通安全運動期間に交通安全啓発活動を実施(湯川支店)
- 店舗内ロビーにて「地域イベント等パネル展」の開催(5店舗)、
「新型コロナウイルス緊急事態宣言掲示活動」の実施(全店舗)
- 「ほっかいどう応援会議」への参加登録
- 当金庫発行の「地区内経済概況」へ両振興局関連事業を掲載し情報発信の実施(毎月)
- 北海道との包括連携協定5周年企業として知事より感謝状を受領
- SDGs×北海道交流セミナーin道南に参加



○公益社団法人函館法人会、公益社団法人江差地方法人会との業務連携

2018年12月に公益社団法人函館法人会と、2019年2月に公益社団法人江差地方法人会と業務提携を締結しております。

2019年度は共催事業として札幌国税局および函館税務署より講師を招き、消費税率引上げ直前対策として「軽減税率セミナー」を開催しました。

- 6月 3日 於:江差町
- 6月21日 於:知内町
- 6月26日 於:北斗市





若手経営者育成のための学習塾を開校

当金庫では、2018年6月に地域活性化を目的とする若手経営者育成のための学習塾「開陽塾」を江差地区に開校しております。2019年度は12月に函館地区「ともえ塾」、2020年2月に渡島西部地区「海峡塾」を新たに開校し、若手経営者の勉強・交流の場として活用いただくことで、地域活性化に取り組んでおります。

○2019年度開催テーマ

【開陽塾】

- ・「観光の質を高める－概論と事例－伝える力」
- ・「そして、江差から北海道を変える」
- ・「我が国の財政と道南地域の経済情勢について」

【ともえ塾】

- ・「地域のビジネスを元気にする事例と処方箋」

【海峡塾】

- ・「地域活性化の新たな取り組み」



道南杉ベンチの寄贈

当金庫創立90周年(2014年)を契機に、地域への感謝の意を表し、地場産材である「道南杉」を使用した「ベンチ」を寄贈しております。(寄贈総数90脚)

《2019年度寄贈先・設置場所》

- ・江 差 町 「旧檜山爾志郡役所」
- ・上ノ国町 「道の駅 もんじゅ」
- ・八 雲 町 「ふれあい交流センターくまいし館」
- ・乙 部 町 「乙部町民会館」
- ・厚沢部町 「道の駅 あっさぶ」
- ・福 島 町 「岩部地区交流センター」
- ・奥 尻 町 「特別養護老人ホーム おくしり荘」
- ・松 前 町 「松前城」
- ・函 館 市 「函館公園ビジターセンター」「昭和公園休憩施設」
「市民の森ビジターセンター」
- ・(特非)日本障害者・高齢者生活支援機構「中島れんばいふれあいセンター」
- ・北 斗 市 「北斗市郷土資料館」
- ・七 飯 町 「大中山出張所・多世代交流地域センター」
- ・木古内町 「道の駅 みそぎの郷 きこない」
- ・知 内 町 「知内町中央公民館」





スポーツ振興活動

○スポーツイベントへの取り組み

少年野球大会やパークゴルフ等各種スポーツ大会の開催、マラソン大会への協賛や参加を通じて、皆さまと交流を深めております。

●道南うみ街信用金庫杯

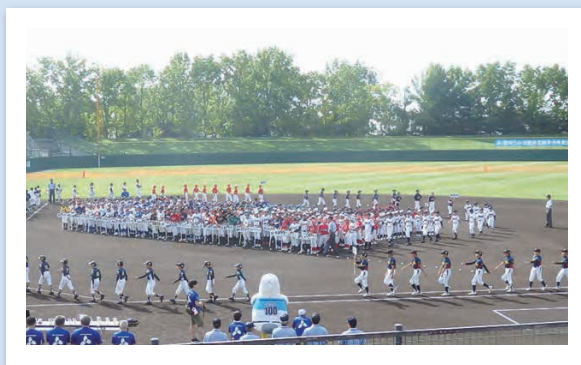
「第15回ジュニアフットサル大会」の開催

渡島檜山管内の少年サッカー24チーム288名のご参加をいただきました。



●第5回道南うみ街信用金庫杯 少年軟式野球大会の開催

渡島檜山管内の少年野球49チーム760名のご参加をいただきました。



●第29回道南うみ街信用金庫杯争奪 「中学校野球大会」の開催

●第39回うみしん中道杯争奪 「親善少年野球大会」の開催

●第23回道南うみ街信金福島杯 パークゴルフ大会の開催

●第6回奥尻ムーンライトマラソンへの 特別協賛および参加

●2019函館マラソンへの協賛および参加

●第42回少年剣道江差大会への協賛

●第28回北海道女だけの相撲大会への 協賛およびお手伝い



○「うみ街信金ボールパーク」ネーミングライツパートナー契約

江差町と「江差町民野球場」に係るネーミングライツパートナー契約を締結しました。

2018年4月からの5年間「うみ街信金ボールパーク」として、地域の皆さまに親しまれ活用していただくとともに、スポーツ振興に貢献してまいります。



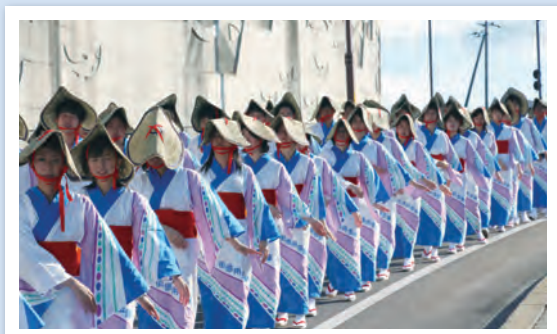
地域行事・祭事への協賛・参加

地域の皆さまとのふれあいを大切に、各地区で行われたお祭りやイベントに積極的に参加・協賛しております。

- 函館港まつり「ワッショイはこだて」



- 第50回箱館五稜郭祭
- 函館護国神社例大祭
- 恵山つつじまつり
- 湯川商店街「第27回千勝まつり」
- 湯川商店街振興組合「納涼ビアガーデン」
- 函館八幡宮例大祭
- 第54回湯の川温泉花火大会
- 湯倉神社例大祭
- はこだてクリスマスファンタジー
- はこだて冬フェスティバル
- 第27回春の江差にしえ夢街道
- 江差かもめ島まつり



- 八大龍王神八江聖団 神輿渡御祭
- 姥神大神宮渡御祭
- 江差ふるさと盆踊り
- 第20回冬江差“美味百彩”なべまつり
- 夷王山祭り・上ノ国鞍馬大会
- エゾ地の火まつり
- 上ノ国八幡宮例大祭

- 熊石あわびの里フェスティバル
- 根崎神社例大祭
- 熊石商工会夏まつり・花火大会
- 熊石産業まつり
- 元和台マリンフェスティバル
- 乙部八幡神社例大祭
- 乙部町産業まつり
- あっさぶふるさと夏まつり
- 大瀧不動春季大祭
- 横綱の里商店街組合「おとなり会」
- 福島町商工会「にぎわい夏祭り」
- 第33回「やるべ福島イカまつり」
- 第30回海峡花火大会
- 月崎神社例大祭
- 福島大神宮例大祭
- 奥尻なべつる祭
- 第36回松前城下時代まつり
- 松前城下マグロまつり
- 第23回北斗陣屋桜まつり
- 第14回北斗市夏まつり
- 七重浜商店会納涼夏まつり
- 七重浜稻荷神社秋季大祭
- 2019北斗市商工会観光まつりin八郎沼
- 第38回北斗市茂辺地さけまつり
- 大沼湖水まつり
- 三嶋神社例大祭
- 大沼神社例大祭
- 第54回大沼函館雪と氷の祭典
- きこない咸臨丸まつり
- 佐女川神社例大祭
- 寒中みそぎフェスティバル2020
- 第35回サマーカーニバルin知内
- 第22回知内町カキVSニラまつり



文化・金融教育活動

各種大会の開催・支援のほか、地域行事等の展示会や作品の展示へロビーを会場として開放しております。

●劇団四季主催「こころの劇場」へ支援企業として協賛

劇団四季が全国規模で開催し、各地の小学生を無料で招待して公演している“こころの劇場”が江差町・七飯町において9月に開催され、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、七飯町から招待を受けた小学生がミュージカルを鑑賞しました。

未来を担う子供たちの心に、生命の大切さ、人を思いやる心、信じあう喜びなどを、舞台を通じて語りかけようという趣旨に賛同し、支援企業として協賛しました。

・演目「はだかの王様」

●第43回 道南地区小中学生珠算競技大会の開催

北斗市七重浜住民センター「れいんぼー」にて、地域の教育（珠算技能の習得）と振興を目的として、地域の小中学生59名参加により開催しました。



●インターンシップ(職場体験学習)の受入

店舗所在地近隣の中高校生を対象とした業務体験研修を開催しました。

(中学校)・浜分中学校	(高校)・福島商業高校
・江差中学校	・江差高校
・松前中学校	
・旭岡中学校	
・乙部中学校	



●店舗ロビーを活用した作品展の開催

- ・税に関する絵はがきコンクール作品展
- ・乙部町滝瀬海岸写真展
- ・江差小中学生俳句展
- ・各保育園、幼稚園絵画展
- ・各小学校絵画、書道作品展
- ・江差高校美術部作品展



- 第57回江差追分全国大会
- 檜山管内児童・生徒美術展
- 市民創作「函館野外劇」協賛
- 第14回北斗市珠算競技大会



地方自治体の「まち・ひと・しごと」創生総合戦略に関する施策会議等への積極的な参画

当金庫は、店舗所在地の各自治体における「まち・ひと・しごと」創生総合戦略に関連した施策会議等に地域金融機関としての知見を活かし委員として積極的に参画し、地域活性化に取り組んでおります。

なお、地域密着型金融の強化、高齢者への課題対応等地域住民サービス強化の一環として「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を2市11町と締結しております。

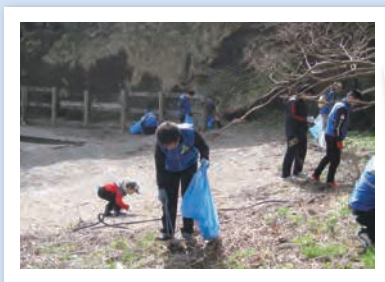
環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは社会的責務であり、当金庫としても「やれること・やらなければならないこと」に積極的に取り組んでおります。

電力使用量の削減を主要課題として、“クールビズ”や“ウォームビズ”を実施し、夏・冬の“節電取り組み”への協力をしているほか、「太陽光発電システム」の設置や、新築店舗や照明機器の取替えは「LED照明」を採用しております。

また、各地区で行われた町内・海水浴場等の一斉清掃や植樹・除草作業などの取り組みに参加しております。

- 江差町クリーンアップ作戦
- 奥尻町クリーンアップ作戦
- 「北斗市市民植樹祭」
- 「十字街商盛会花壇植栽」
- 福島町「花いっぱい運動」
- 大森浜海岸清掃ボランティア活動
- サラキ岬チューリップ球根植え事業
- 各町内会の清掃活動



福祉活動

- ・「特別養護老人ホームくまいし荘秋祭り」で模擬店のお手伝い
- ・移動献血車による「愛の献血運動」への協力



その他

- ・各地区で行われた「交通安全運動」等へ参加し、交通安全の啓蒙活動を行いました。
- ・金融犯罪防止活動の一環として、各地域の警察署と協力して“振込詐欺防止”を来店のお客さまに呼びかけました。



カラー電車「うみしん号」 運行中!

当金庫では、PR効果だけでなく、地域貢献を目的に観光都市「はこだて」の歴史と自然が調和する美しい街並みを守る観点から、良好な景観の形成に配慮することが求められている市電車体広告「うみしん号」を運行しております。

大規模改修工事が実施され、新たに2019年4月より運行開始しております。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況

当金庫は、2018年度から第三次3ヵ年経営計画「Progress」を策定し、基本戦略に「付加価値の高い課題解決策の提供」を盛り込み、中小企業および地域に対する具体的な取り組みを掲げております。

特に、関連支援機関等との連携強化の下、コンサルティング機能の一段の整備による事業再生支援、創業・新事業支援等へ取り組み、販路拡大のための各種情報提供・支援強化に加え、円滑な事業承継支援にも取り組んでまいります。

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

「地域金融円滑化のための基本方針」をはじめ、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化要領」および「経営改善計画指導要領」を策定し、取組方針を整備しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1) 認定経営革新等支援機関としての態勢整備
中小企業の経営課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、中小企業の経営力を強化することなどを目的に、国が公的に認定する「経営革新等支援機関」として、お取引先の事業計画の策定支援等に取り組んでまいります。
- (2) 外部機関および外部専門家等との連携強化
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター等の関連支援機関および外部専門家等とのネットワークを活用した支援態勢の構築、また、定期的に開催される各種会議等を通じて支援施策の共有等、関連支援機関等との連携を図り、中小企業の経営支援に取り組んでまいります。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、連携・協力態勢にあり、創業支援、事業再生支援を中心に取り組んでまいります。
- (4) 北海道事業引継ぎ支援センターや信金キャピタル株式会社等と連携し、円滑な事業承継に取り組んでまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

- (1) 創業・新事業開拓の支援
2019年度中における創業・起業にかかる取組事例としては、飲食業、理美容業、建設業等における開業資金および店舗設備資金、並びに重機購入資金等の需要がみられ、事業計画の妥当性の検討、計画策定支援等のコンサルティング機能を発揮し、資金需要に応じております。
(2019年度創業・新事業資金取組実績19件、79百万円)
- (2) 経営改善・事業再生等の支援
企業支援部が中心となって営業店と連携のうえ、外部専門家も活用し、支援企業の具体的な再生に向けた取り組みを強化しております。
具体的な取組状況としては、企業支援部による2019年度の支援対象選定先を8先とし、経営改善・再生支援に向け取り組みを強化しております。
- (3) 事業承継の支援
公益財団法人北海道中小企業総合支援センターや北海道事業引継ぎ支援センター等と連携し、親族内・従業員承継や第三者承継(M&A)に向けた取り組みを強化しております。

4. 地域活性化に関する取組状況

- (1) 販路拡大に向けた個別商談会の実施
渡島総合振興局・檜山振興局と連携し、道南地域の生産者や企業等の販路拡大の取組みとして、バイヤーや食に関する専門家等による個別相談会・商談会「道南食と観光ブランドフェア2019」を開催しました。



- (2) 人材に関するニーズへの取り組み
人材不足の解消、専門職の採用等に対応するため、パーソルホールディングス株式会社と業務提携を締結し、人材ビジネスマッチングに取り組んでおります。
- (3) 地域行事への参加、スポーツ振興への支援
「函館港まつり(ワッショイはこだてパレード)」「姥大神宮渡御祭(江差)」などの各地域イベントへ積極的に参加しております。また、「道南うみ街信用金庫杯少年軟式野球大会」「道南うみ街信用金庫杯ジュニアフットサル大会」の主催や「奥尻ムーンライトマラソン」への協賛・参加を通じて地域の皆さまと交流を深めております。

5.経営改善支援の取組実績(2019年4月～2020年3月)

(単位:先)

	期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組先 (α)	(α)のうち期末に 債務者区分がランク アップした先(β)	(α)のうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先(γ)	(α)のうち再生 計画を策定した先 (δ)	経営改善 支援取組率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
正 常 先 ①	1,888	-	-	-	-	-	-	-
要 注 意 先	う ち そ の 他 要 注 意 先 ②	251	4	-	4	1.59%	-	100.00%
	う ち 要 管 理 先 ③	8	-	-	-	-	-	-
	破 綻 懸 念 先 ④	57	4	-	4	7.01%	-	100.00%
実 質 破 綻 先 ⑤	24	-	-	-	-	-	-	-
破 綻 先 ⑥	7	-	-	-	-	-	-	-
小 計 (② ~ ⑥ の 計)	347	8	-	8	8	2.30%	-	100.00%
合 計	2,235	8	-	8	8	0.35%	-	100.00%

注)1.期初債務者数および債務者区分は2019年4月初時点にて記載しております。
 2.債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン・住宅ローンなどの先は含まれておりません。
 3.「再生計画を策定した先数」は2013年度から2019年度中に策定した先のうち「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」の先数を記載しております。

創業・新事業支援融資の取組実績	個人保証に過度に依存しない融資への未残実績
2019年度 19件 79百万円	2019年度 4件 12百万円

注)2020年3月末現在で取扱中の融資商品のみ記載しております。
 ※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は4件、新規保証に占める経営者保証に依存しない融資の割合は0.14%、保証契約を解除した件数は21件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)については該当ありませんでした。

地域金融円滑化に向けた取り組み

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1.取組方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々のさまざまな資金ニーズに安定した資金を供給いたします。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2.金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

- (1)地域金融円滑化のための基本方針の策定。
- (2)金融円滑化管理規程の策定。
- (3)金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設定。
- (4)金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底いたします。
- (5)金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート管理責任者は連携して、主債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行います。
- (6)営業部店に「相談窓口」を設置するとともに、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命。
- (7)本部企業支援部支援課による一層の経営改善指導の強化。
- (8)取引先の事業価値を見極める能力(目利き能力)を向上させるため、各種講座の受講。
- (9)苦情受付処理について本部経営管理部コンプライアンス課とする。
 経営管理部コンプライアンス課 電話番号 0138-62-1251

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

リスク管理・コンプライアンス（法令等遵守） 健全経営のために、ディフェンスは

当金庫はお客さまからお預かりした大切な預金を、企業に対する融資を中心にさまざまな形で運用しております。すなわち良質な資金を地元の各企業に提供し、かつ、余裕資金の運用で収益を確保し、いろいろな形で地域に還元するという公共性の強い業務を行っております。

このような業務運営の推移の中で、いろいろなリスク（危険・損害の恐れ）が発生してきますが、当金庫は自己責任原則に基づき健全経営維持のため、これらのリスクを最小限に抑えるよう万全の体制を整えております。

信用リスク

「信用リスク」とは、貸出金等の元金や利息が回収不能になるリスクをいいます。

当金庫では貸出資産の健全性を常に維持するため、一定額以上の貸出案件については、専門会議（貸出審議会）に付議するなど厳格な審査体制をとっております。

また、内部研修・外部研修の継続的实施等により審査能力の向上を図っております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利変動に伴う「金利リスク」、有価証券等の「価格変動リスク」、為替相場の変動に伴う「為替リスク」等により収益の不安定化や保有する資産の価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、経済情勢、金利動向などに基づいて運用・調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、決済資金が不足して不利な資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態に対応出来る十分な支払準備資産を確保するとともに、信金中央金庫など業界のバックアップ体制も整備されています。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク」として、次のリスクについて管理しております。

●事務リスク

役職員が正確・迅速な事務処理を怠り、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

対応

当金庫ではお客さまからの信用維持のため規程・要領等を整備し研修会・勉強会等を通じて、正確・迅速な事務処理の徹底に努めております。また、本部各部による事務指導および内部監査の実施によるチェック機能を生かし、リスクの極小化に努めております。

●システムリスク

コンピュータシステムの障害・誤作動・各種システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

対応

当金庫では、オンラインシステムの運用は「しんきん共同センター」に委託しており、万一の災害等に備えてのバックアップ体制も万全です。

●人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害等を被るリスクをいいます。

対応

当金庫では、不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。

●法務リスク

お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

対応

当金庫では、コンプライアンス委員会を設置し、法務リスク管理態勢の充実を図っております。

●風評リスク

金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などにより損失を被るリスクをいいます。

対応

当金庫では、お客さまからの信頼を維持することが不可欠であるとの認識に立ち、苦情などに対し速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議態勢をとっております。

●有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形固定資産の毀損・損害等を被るリスクをいいます。

対応

当金庫では、職員一人一人が普段から金庫の有形資産の維持・保守に取り組み、また災害時等の対策を講じることでリスクの極小化に努めております。

万全。

偽造・盗難カード等預金者保護法への対応について

偽造カード等または盗難カード等を用いて行われる不正な払戻し等による被害が発生していることに鑑み、これらのカード等を用いて行われる不正な払戻し等から預金者を保護するため、当金庫では次の措置を講じております。

1. ATMより、ご利用限度額の変更(50万円未満への変更)および暗証番号の変更処理をできるようにしております。
2. ATMより、類推されやすい暗証番号を登録しているお客さまへの変更促進メッセージの出力と類推されやすい暗証番号へは変更できないようガード対応しております。
3. 偽造・変造や不正な読取りを困難にするICチップを搭載した、ICキャッシュカード(磁気カードとの併用型)を発行しております。

コンプライアンス(法令等遵守)

「コンプライアンス」とは、法令をはじめ、当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、その維持、向上に資するため、道南うみ街信用金庫役職員行動指針を定め、これに基づく「コンプライアンス基本方針」ならびに具体的に示した手引書であるコンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守態勢の充実に努めております。

顧客情報の保護について

「個人情報保護法」への対応を含め、顧客情報の保護、適正管理および漏洩防止等に万全を期し、業務の健全性に資するため、当金庫では次の措置を講じました。

1. 顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程および関連下位規程を制定しております。
2. 事務指導・検査において、実地指導を行っております。
3. 個人情報保護オフィサー(金融分野)の資格取得に積極的にチャレンジし、2020年3月末現在157名が資格取得しております。

個人情報保護宣言について

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

反社会的勢力に対する取り組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守するとともに、庫内規程の整備、反社会的勢力排除条項の導入を行い、反社会的勢力排除態勢の強化を図っております。

【反社会的勢力に対する基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

金融ADRとは、「金融に関する紛争・苦情を裁判によらず、あっ旋・調停・仲裁などの当事者の合意に基づき解決していこうとする」制度です。

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業部店または下記経営管理部「お客さま相談室」までご相談下さい。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、下記経営管理部「お客さま相談室」または北海道地区しんきん相談所、全国しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。

道南うみ街信用金庫 経営管理部「お客さま相談室」		相談所名	北海道地区 しんきん相談所	全国しんきん相談所
電話番号	0138-62-1251	電話番号	011-221-3273	03-3517-5825
受付時間	9:00~17:00 (当金庫営業日)	受付日時	9:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)

相談所名	札幌弁護士会	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会
電話番号	011-251-7730	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	9:00~12:00 13:00~16:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:30~12:00 13:00~15:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	10:00~12:00 13:00~16:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:30~12:00 13:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)

なお、上記の東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記の東京三弁護士会および全国しんきん相談所または当金庫経営管理部「お客さま相談室」にお尋ねください。

預金保険制度について

信用金庫への預金は、預金保険制度により守られています。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。

信用金庫、信金中央金庫、国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫などが同制度に加入しています。

具体的な預金者保護の方法としては、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う「ペイオフ方式」と、破綻した金融機関に預け入れられている保険対象預金等のうち付保預金額をその事業とともに健全な金融機関に移管し、その際必要な資金を預金保険機構が援助する「資金援助方式」があります。

なお、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3要件を満たす預金)に該当する当座預金や無利息型普通預金等については全額保護されますが、決済用預金以外の預金保険対象商品については預金者お一人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。

業務のご案内

預金業務のご案内

種 類	特 色	お預入れ額	お預入れ期間
当 座 預 金	ご商売の支払で手形・小切手をご利用いただくための預金です。	1円以上	出し入れ自由
普 通 預 金	給与・年金のお受け取り、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
無 利 息 型 普 通 預 金	給与・年金のお受け取り、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。預金保険制度により全額保護される預金です。	1円以上	出し入れ自由
総 合 口 座	一冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされており、必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資いたします。(個人に限定)	定期預金 1万円以上 普通預金 1円以上	出し入れ自由
貯 蓄 預 金	普通預金感覚でご利用いただけ、基準残高以上であればお利息が有利な預金です。(個人に限定/給与等の自動受取、公共料金等の自動支払はご利用いただけません)	1円以上	出し入れ自由
スー パー 積 金	毎月の掛金は皆さまのマネープランにあわせてお選びいただけます。計画的な資金づくりには最適な商品です。	千円単位	1年～5年
消費 税 専 用 積 金 (おさめるくん)	消費税の納付金額に合わせて計画的に、確実・有利(金利上乘せ)に準備できる最適の商品です。	1万円以上 千円単位	1年～3年
スー パー 定 期	まとまったお金を大きく増やすお利息の有利な商品です。個人の方に限り、3年以上のものについては、半年複利の商品もご用意しております。	100円以上	1ヵ月～5年 1ヵ月以上 5年以下の 満期日指定
大 口 定 期 預 金	大口の資金運用に適したお利息が有利な定期預金です。	1千万円以上	1ヵ月～5年 1ヵ月以上 5年以下の 満期日指定
期 日 指 定 定 期 預 金	お預入れ後1年を経過すると、1ヵ月前の連絡で引出しが自由にでき便利です。(個人に限定)	100円以上 300万円未満	1年以上 3年以内

※この他、当金庫に年金振込をご指定のお客さまを対象とした「まごころ定期預金」など、金利を上乗せした商品を発売し、サービスの向上に努めております。
※上記預金の詳細については、当金庫窓口の商品説明書を備付けておりますのでお気軽にご相談下さい。

貸出運営についての考え方

- 当金庫は、地区内外の皆さまから大切な預金をお預りしており、資金貸出にあたっては、堅実経営を基本に地元の中小企業や個人の方々の幅広い資金ニーズに安定的かつ迅速に応え、事業の発展・生活向上のお手伝いをするなど地域密着型金融に取り組んでおります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応し、中小企業および保証人の各ライフステージにおける取組意欲の増進を図り、金融の円滑化を通じて中小企業の活性化に取り組んでおります。
- 中小企業向け融資においては、お客さまの経営状況、財務状況、事業計画、企業の将来性等の審査を充実させニーズに可能な限り応じております。
また、日本政策金融公庫をはじめ政府系金融機関や信金中央金庫などの代理貸付も取り扱いをしており、地域金融機関として積極的に取り組んでおります。
- さらに、地域の多くのお客さまに小口融資や個人向け各種消費者ローンのほか、住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等の取り扱いなど良質な資金提供を行い、豊かな生活と夢の実現のお役に立てるよう常に努力しております。
- 地方公共団体に対しては、種々の特別な取り扱いによる融資に積極的に対応して、社会福祉施設の充実をはじめ公共施設の建設・整備等に協力し、地域発展のためのお手伝いをしております。

融資業務のご案内

種 類				
割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	債務保証



	種 類	内容と特色	融資限度額 (最高)	融資期間 (最大)	
個人 向け	住宅関連資金	住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・土地の購入など、マイホームづくりのためのローンです。他の金融機関からの住宅ローンの借換えにもご利用いただけます。	1億円以内	35年以内
		無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	1,500万円以内	20年以内
		リフォームローン	住宅の増改築・リフォーム・借換え資金等にご利用いただけます。担保が不要の商品です。	1,000万円以内	20年以内
		証券化対応住宅ローン	住宅の新築(土地購入含む)・増改築・マンション・中古住宅の購入等マイホームづくりのための商品です。 (住宅金融支援機構・フラット35)	8,000万円以内	35年以内
	マイカーローン	新車・中古車の購入をはじめ、車検・修理・免許取得の費用などにご利用いただけます。エコカー限定の低金利サービスもございます。	1,000万円以内	10年以内	
	教育ローン	お子さまの入学金や授業料などの教育資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	
	カードローン	カード1枚で必要な金額を必要な時にATMからご利用いただけます。(事業性資金は除きます。)	500万円以内	3年 (更新可能)	
	フリーローン	旅行・レジャー・ショッピングなどに幅広くご利用いただけます。(事業性資金は除きます。)	800万円以内	10年以内	
事業 者 向け	アパートローン	賃貸共同住宅の新築・購入および増改築資金にご利用いただける大型で長期のローンです。	3億円以内	30年以内	
	事業者カードローン	事業資金とし、契約期間中におけるご利用限度額の範囲内で、いつでもご利用いただけます。	2,000万円以内	2年間 (更新可能)	
	各種制度融資	北海道および各市町の制度融資を取り扱っております。			
	代理業務	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、信金中央金庫などの融資を取り扱っております。			

※融資には、融資対象の限られているものや、保証会社の保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。当金庫では上記のほか、お客さまのニーズに合う様々な商品を用意しておりますので、詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。

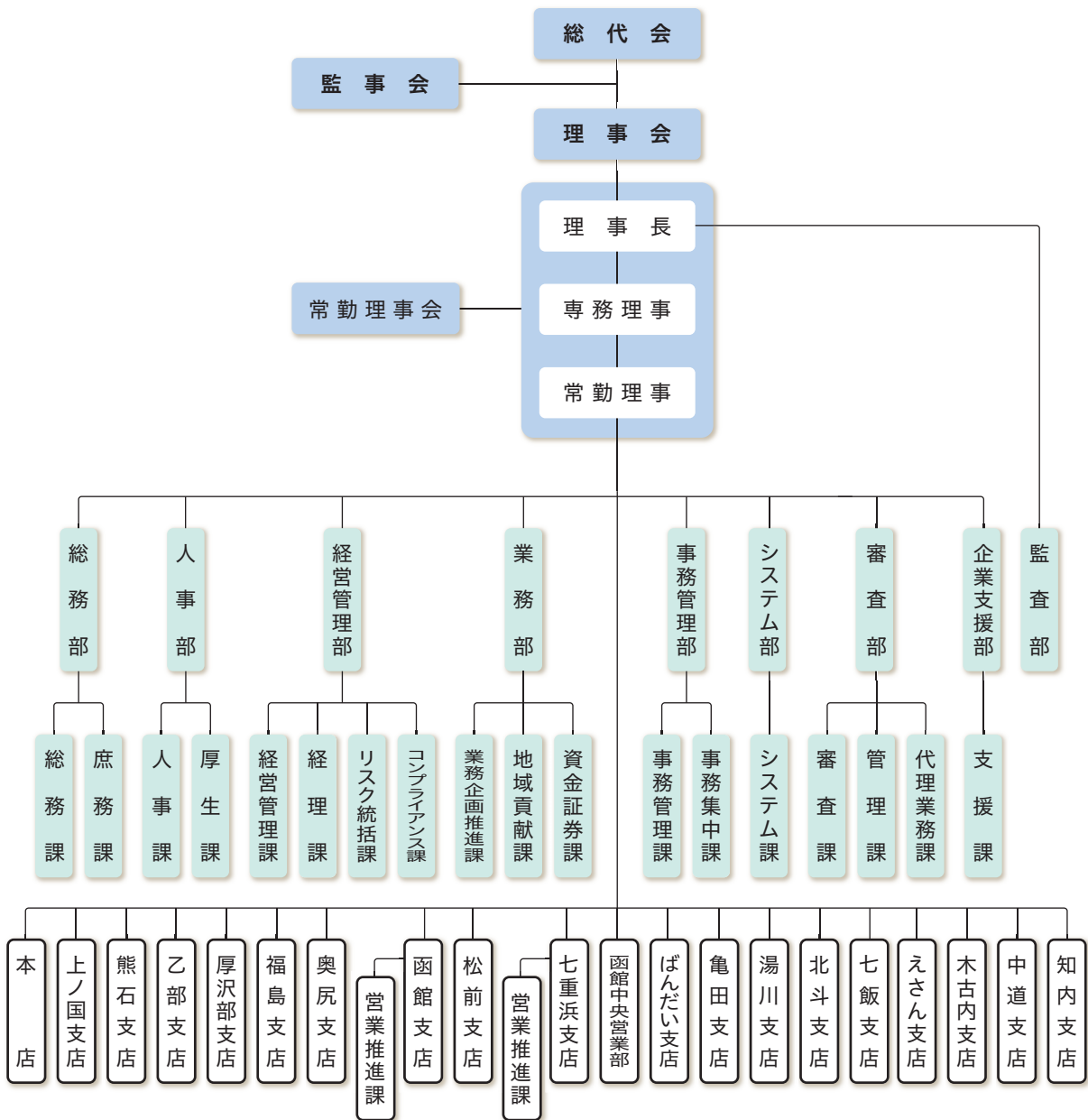
各種サービス業務

種 類	内 容 と 特 色
内 国 為 替	送金、振込み、代金取立など、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などと結び、迅速・正確・安全にオンラインで取り扱いしております。
給 与 振 込 ・ 年 金 自 動 受 取	毎月の給料やボーナス、お受け取りになる年金が、ご指定の預金口座に直接入金されます。安全・確実でご入金の日から利息がつくサービスです。
自 動 振 替	電気・ガス・水道・電話・放送受信料などの公共料金、税金、保険料などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為 替 自 動 振 込	毎月一定の日に、一定の金額を、同一の受取人宛に、ご指定の預金口座から自動的に振込みいたします。
キャッシュカード	カード1枚で必要な金額を必要な時にATMからご利用いただけます。全国の提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行・日本郵便株式会社のキャッシュコーナーもご利用いただけます。
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	現在使用しているキャッシュカードを利用し、加盟店で購入した商品等の代金支払を行うショッピング機能を追加したサービスです。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	共同利用型コールセンターシステムを利用し、お客さまの一般電話等から残高照会・振込み・振替え等が行えるサービスです。
WEB-FBサービス	法人・個人事業主のお客さまに特定したインターネットバンキングです。ファームバンキングサービスがインターネットのブラウザで手軽にご利用いただけます。
W E B バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	個人向けインターネットバンキングです。残高照会・振込み・振替え等のお取引がインターネット上でご利用いただけます。
キャッシングサービス	当金庫のATMで、銀行系クレジットカードなどでのキャッシングがご利用いただけます。
ス ポ ー ツ 振 興 く じ 払 戻 業 務	独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の当選金の払戻業務を行うサービスです。(注1)
貸 金 庫 ・ 保 護 預 り	重要書類・貴重品など大切な財産を盗難や災害からお守りいたします。 なお、函館支店と七重浜支店には、自動式貸金庫(生体認証装置付き)を設置しております。 (注1)
夜 間 金 庫	お店の売上金を夜間や休日でもお預りします。翌営業日に預金口座に自動的に入金いたします。 (注1)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内経済概況 ・月別概況 ・営業地区内の景気動向調査 渡島・松山管内の基幹産業の動き、景気動向、主要経済指標といった地域経済情報などを皆さまに提供する地域情報誌です。

※上記サービスの詳細については、窓口でご説明いたしておりますのでお気軽にご相談ください。(注1)本サービス取り扱い店舗につきましては、30ページ「店舗一覧」に掲載しております。

事業の組織

(2020年6月22日現在)



役員一覧

(2020年6月22日現在)

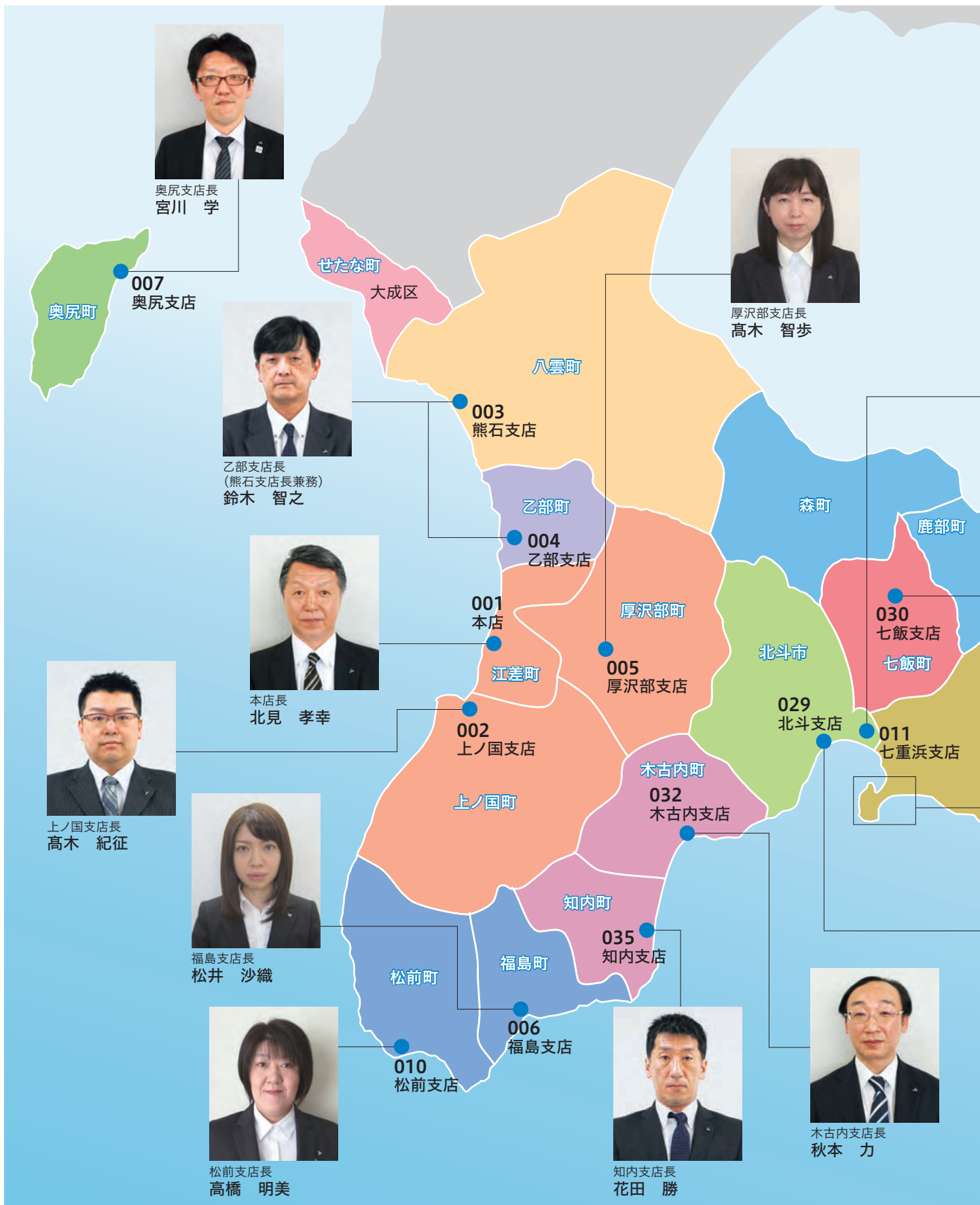
理事長	藤谷直久	理事	林 勲*	常勤監事	永井 徹
専務理事	田原栄輝	理事	白井美智也*	監事	吉岡 寿
常勤理事	田村孝	理事	伊藤道雄*	監事	小田島 訓*
常勤理事	松岡敏彦	理事	永井英夫*		
常勤理事	堀越英徳	理事	戸沼 淳*		
常勤理事	田中浩二				

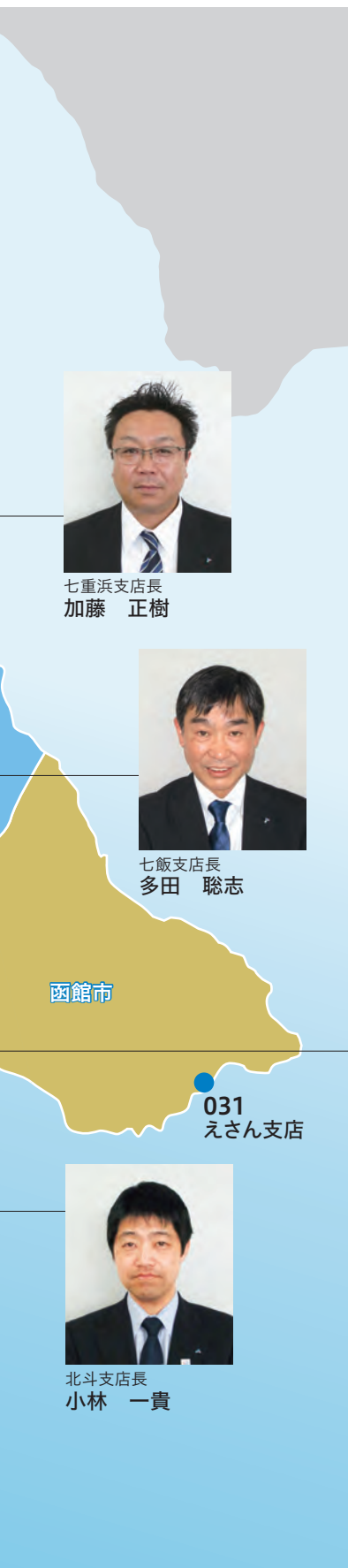
※1 理事 林 勲・白井 美智也・伊藤 道雄・永井 英夫・戸沼 淳は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 小田島 訓は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

営業地域

(2020年6月末現在)





七重浜支店長
加藤 正樹



七飯支店長
多田 聡志



北斗支店長
小林 一貴

- 桧山郡** 江差町・上ノ国町・厚沢部町
- 二海郡** 八雲町
- 爾志郡** 乙部町
- 久遠郡** せたな町(旧瀬棚町・旧北松山町を除く)
- 奥尻郡** 奥尻町
- 松前郡** 松前町・福島町
- 上磯郡** 木古内町・知内町
- 函館市**
- 北斗市**
- 亀田郡** 七飯町
- 茅部郡** 森町・鹿部町



亀田支店長
佐々木 勝司



中道支店長
曾根 奈緒美



ばんだい支店長
千場 智貴



函館支店長
酒井 正則



函館中央営業部長
外崎 忠義



湯川支店長
(えさん支店長兼務)
日向 至巨



店舗一覧

(2020年7月22日現在)

店番	事務所等の名称および所在地		ATM運行一覧※					
			平日	土曜日	日曜日・ 祝日	ATM振込		
						平日	土日祝日 カード振込のみ	
001	本店 ■(店外ATM) 道立江差病院出張所	〒043-8651 桧山郡江差町字本町132番地 道立江差病院1階	☎0139-52-1036	8:45 ~18:00 9:30 ~18:00	9:00 ~17:00 —	9:00 ~17:00 —	○ ○	○ —
002	上ノ国支店	〒049-0611 桧山郡上ノ国町字大留244番地の9	☎0139-55-2616	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
003	熊石支店	〒043-0415 二海郡八雲町熊石根崎町115番地1	☎01398-2-3026	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
004	乙部支店	〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町415番地1	☎0139-62-2034	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
005	厚沢部支店	〒043-1113 桧山郡厚沢部町新町181番地の47	☎0139-64-3231	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
006	福島支店	〒049-1312 松前郡福島町字福島53番地の1	☎0139-47-2022	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
007	奥尻支店 ■(店外ATM) 奥尻町総合研修センター出張所	〒043-1401 奥尻郡奥尻町字奥尻809番地 (青苗地区)奥尻町総合研修センター内	☎01397-2-2525	8:45 ~18:00 9:00 ~17:00	9:00 ~17:00 9:00 ~17:00	— —	○ ○ (カード振込のみ)	△ △
009	函館支店	〒040-0003 函館市松陰町23番4号	☎0138-53-3221	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
010	松前支店	〒049-1512 松前郡松前町字福山50番地の1	☎0139-42-2727	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
011	七重浜支店	〒049-0111 北斗市七重浜2丁目28番11号	☎0138-49-1671	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
021	函館中央営業部 ■(店外ATM) 上新川出張所	〒040-0064 函館市大手町2番7号 道南うみ街信用金庫本部1階	☎0138-22-1247	9:00 ~18:00 9:00 ~17:00	9:00 ~18:00 —	9:00 ~18:00 —	○ ○	○ —
023	ばんだい支店	〒040-0073 函館市宮前町14番15号	☎0138-41-6236	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
027	亀田支店 ■(店外ATM) 桔梗出張所	〒041-0812 函館市昭和4丁目17番4号 スーパーブックス桔梗店駐車場内	☎0138-42-3820	8:00 ~19:00 7:00 ~21:00	8:00 ~19:00 8:00 ~19:00	8:00 ~19:00 8:00 ~19:00	○ ○	○ ○
028	湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目18番14号	☎0138-57-1492	7:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
029	北斗支店 ■(店外ATM) 久根別出張所 北斗市役所出張所	〒049-0161 北斗市飯生2丁目4番24号 スーパー魚長久根別店駐車場内 北斗市役所敷地内	☎0138-73-2151	8:00 ~19:00 7:00~21:00 8:00~18:00	8:00 ~19:00 8:00~19:00 —	8:00 ~19:00 — —	○ ○ ○	○ ○ —
030	七飯支店 ■(店外ATM) 七飯町役場出張所	〒041-1111 亀田郡七飯町本町3丁目8番18号 七飯町役場1階	☎0138-65-2501	7:00 ~21:00 9:00 ~17:15	8:00 ~19:00 —	8:00 ~19:00 —	○ ○	○ —
031	えさん支店	〒041-0404 函館市中浜町115番地の4	☎0138-84-2111	9:00 ~18:00	—	—	○	—
032	木古内支店	〒049-0422 上磯郡木古内町字本町224番地の1	☎01392-2-3121	9:00 ~18:00	—	—	○	—
034	中道支店	〒041-0853 函館市中道1丁目24番12号	☎0138-51-1711	7:00 ~21:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
035	知内支店	〒049-1103 上磯郡知内町字重内13番地の11	☎01392-5-5611	9:00 ~18:00	—	—	○	—

当金庫の窓口営業時間は9:00~15:00となっております。なお、熊石支店・えさん支店・木古内支店につきましては、12:30~13:30を昼休みとし、窓口業務を休業させていただきます。

貸…貸金庫サービス取り扱い店舗 夜…夜間金庫サービス取り扱い店舗 両…両替機設置店舗 to…スポーツ振興くじ(toto)払戻サービス取り扱い店舗

※ただし正月三が日はATMの稼働を休止いたします。 ※土日祝日は予約振込のみとなります。 ※△は土曜日からの取り扱いとなります。

■当金庫では視覚に障がいのある方も操作可能な「ハンドセット付ATM」を全営業部店に設置しております。

資料編

信用金庫法等で定められた開示項目索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条(業務及び財産に関する説明書類の縦覧等)で定める開示項目規定に基づき作成しておりますが、その規定における各項目は以下のページに掲載しています。

〈開示項目〉

【1】金庫の概況及び組織に関する事項

- ①事業の組織 P.27
- ②理事及び監事の氏名及び役職名 P.27
- ③会計監査人の氏名又は名称 P.33
- ④事務所の名称及び所在地 P.30

【2】金庫の主要な事業の内容 P.24～26

【3】金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度における事業の概要 P.3・4
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 P.36
 - ①経常収益 ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益又は当期純損失
 - ④出資総額及び出資総口数
 - ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高
 - ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高
 - ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金
 - ⑫職員数
- (3)直近の2事業年度における事業の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く) P.37・4
 - イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 P.37
 - ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや P.36・37
 - エ.受取利息及び支払利息の増減 P.37
 - オ.総資産経常利益率 P.37
 - カ.総資産当期純利益率 P.37
 - ②預金に関する指標
 - ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 P.37
 - イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 P.37
 - ③貸出金等に関する指標
 - ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 P.38
 - イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 P.38
 - ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 P.39
 - エ.使途別の貸出金残高 P.38
 - オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P.38
 - カ.預貸率の期末値及び期中平均値 P.38
 - ④有価証券に関する指標
 - ア.商品有価証券の種類別の平均残高 P.39
 - イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 P.39
 - ウ.有価証券の種類別の平均残高 P.39
 - エ.預証率の期末値及び期中平均値 P.39

【4】金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制 P.22
- ②法令等遵守の体制 P.23
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 P.20
- ④金融ADR制度への対応 P.23

【5】金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 P.32～35
- (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 P.7
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 P.42
- (4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ①有価証券 P.40
 - ②金銭の信託 P.40
 - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 P.40
- (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 P.7
- (6)貸出金償却の額 P.7
- (7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 P.33

【6】報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの P.35

■自己資本比率規制に基づく開示 P.42～48

資料編

- 財産の状況 P.32～35
- 経営内容 P.36・37
- 預金に関する指標 P.37
- 貸出金に関する指標 P.38・39
- 有価証券に関する指標 P.39
- 有価証券の状況 P.40

金融再生法で定められた開示項目索引

金融再生法開示債権 P.6

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年3月期	2020年3月期
(資 産 の 部)		
現 金	3,519	4,073
預 け 金	87,542	70,086
買 入 金 銭 債 権	3,071	3,044
金 銭 の 信 託	992	994
有 価 証 券	78,124	89,815
国 債	32,676	33,379
地 方 債	17,433	17,306
社 債	12,826	18,701
株 式	16	10
そ の 他 の 証 券	15,171	20,416
貸 出 金	119,192	120,828
割 引 手 形	1,068	898
手 形 貸 付	15,517	16,023
証 書 貸 付	98,929	99,794
当 座 貸 越	3,677	4,112
そ の 他 資 産	1,826	1,739
未 決 済 為 替 貸	56	35
信 金 中 金 出 資 金	1,335	1,335
前 払 費 用	15	7
未 収 収 益	393	304
そ の 他 の 資 産	27	57
有 形 固 定 資 産	3,252	3,064
建 物	1,894	1,756
土 地	923	884
リ ー ス 資 産	30	21
建 設 仮 勘 定	-	67
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	403	334
無 形 固 定 資 産	34	32
ソ フ ト ウ ェ ア	8	9
リ ー ス 資 産	3	1
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	21	20
前 払 年 金 費 用	34	-
債 務 保 証 見 返	320	487
貸 倒 引 当 金	△2,132	△2,236
(うち個別貸倒引当金)	(△1,754)	(△1,813)
資 産 の 部 合 計	295,778	291,930

科 目	2019年3月期	2020年3月期
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	276,462	272,687
当 座 預 金	6,589	6,131
普 通 預 金	117,588	120,203
貯 蓄 預 金	1,124	1,090
通 知 預 金	455	80
定 期 預 金	140,912	135,004
定 期 積 金	8,176	7,618
そ の 他 の 預 金	1,616	2,557
譲 渡 性 預 金	260	400
借 用 金	106	98
借 入 金	106	98
そ の 他 負 債	575	564
未 決 済 為 替 借	93	45
未 払 費 用	193	188
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	9	8
前 受 収 益	100	126
払 戻 未 済 金	19	24
リ ー ス 債 務	47	31
そ の 他 の 負 債	106	136
退 職 給 付 引 当 金	63	29
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80	76
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	51	53
偶 発 損 失 引 当 金	132	99
解 約 違 約 金 損 失 引 当 金	-	101
繰 延 税 金 負 債	284	37
債 務 保 証	320	487
負 債 の 部 合 計	278,337	274,635
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	3,403	3,379
普 通 出 資 金	2,003	1,979
そ の 他 の 出 資 金	1,400	1,400
資 本 剰 余 金	163	163
資 本 準 備 金	163	163
利 益 剰 余 金	12,587	13,011
利 益 準 備 金	838	938
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,749	12,073
特 別 積 立 金	11,400	11,500
(経営安定強化積立金)	(1,000)	(1,000)
(地域振興積立金)	(300)	(300)
当 期 未 処 分 剰 余 金	349	573
会 員 勘 定 合 計	16,154	16,554
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,286	740
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,286	740
純 資 産 の 部 合 計	17,441	17,294
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	295,778	291,930

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2018年度	2019年度
経 常 収 益	3,939,987	3,776,162
資金運用収益	3,092,657	3,100,125
貸出金利息	2,103,450	2,093,642
預け金利息	331,996	228,683
有価証券利息配当金	614,911	725,003
その他の受入利息	42,298	52,796
役員取引等収益	359,559	347,443
受入為替手数料	186,433	186,254
その他の役員収益	173,125	161,189
その他業務収益	294,703	151,375
国債等債券売却益	294,703	151,375
その他経常収益	193,067	177,217
貸倒引当金戻入益	86,887	-
償却債権取立益	25,124	40,063
株式等売却益	-	68,137
金銭の信託運用益	13,676	0
その他の経常収益	67,379	69,016
経 常 費 用	3,328,223	3,390,877
資金調達費用	95,308	60,570
預金利息	90,609	56,897
給付補填備金繰入額	2,884	2,094
譲渡性預金利息	119	13
借入金利息	1,407	1,322
その他の支払利息	287	244
役員取引等費用	204,360	204,588
支払為替手数料	58,971	58,723
その他の役員費用	145,389	145,865
その他業務費用	-	1,031
国債等債券売却損	-	1,031
経 費	2,931,327	2,859,714
人 件 費	1,802,194	1,797,827
物 件 費	1,075,080	1,000,311
税 金	54,052	61,575
その他経常費用	97,226	264,972
貸倒引当金繰入額	-	129,968
貸出金償却	44,447	21,779
金銭の信託運用損	-	5,701
その他の経常費用	52,778	107,522
経 常 利 益	611,763	385,284
特 別 利 益	-	64,870
固定資産処分益	-	64,870
特 別 損 失	330,192	97,873
固定資産処分損	49,671	794
減 損 損 失	262,280	94,611
その他の特別損失	18,240	2,467
税引前当期純利益	281,571	352,281
法人税、住民税及び事業税	18,355	8,079
法人税等調整額	△32,978	△62,594
法人税等合計	△14,622	△54,515
当期純利益	296,193	406,796
繰越金(当期末残高)	53,278	89,375
会計方針の変更による累積的影響額	-	76,990
会計方針変更後繰越金	-	166,366
当期末処分剰余金	349,471	573,162

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	349,471	573,162
当期純利益	296,193	406,796
繰越金(当期首残高)	53,278	89,375
会計方針の変更による累積的影響額	-	76,990
剰余金処分量	260,095	509,372
利益準備金	100,000	100,000
普通出資に対する配当金	(年3%)60,095	(年3%)59,372
特別積立金	100,000	350,000
繰越金(当期末残高)	89,375	63,789

信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、
貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書について、
EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の
適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効
性を確認しております。

2020年6月23日

道南うみ街信用金庫 理事長

藤谷直久

貸借対照表の注記

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定義法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づき時価法(売却原価法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
3. なお、その他有価証券については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定義法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| 自動車 | 3年～20年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定義法により償却しております。なお、自庫庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存価値の取決めがあるものを当該残存価値額とし、それ以外のものは零としております。
8. 貸倒引当金は、予め定めていた貸倒引当基準率(引)次のとおり計上しております。
9. 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記録している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去的一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これを将来見込み率に必要修正を加えて算定しております。
- 貸倒引当金の取崩しは、貸倒実績率を算定し、営業課長等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が一定の審査を経て承認しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,381百万円です。
10. 職員の退職給付に備えるための退職給付引当金は、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。
- 過去勤務費用:その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定義法による数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定義法による数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定義法による数理計算上の差異
- 2019年4月1日に退職金制度の改訂を実施し、旧江差信用金庫と旧函館信用金庫の退職金制度を統一しております。
- これにより旧江差信用金庫職員に対する退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更し、退職給付見込額の期間帰属方法として給付算定基準を採用しております。
- また、旧江差信用金庫職員に対する退職給付債務の計算方法を原則法に変更し、退職給付見込額の期間帰属方法として給付算定基準を採用したことに伴い、旧函館信用金庫職員に対する退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定基準へ変更しております。
- なお、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更し、当事業年度末の利益剰余金に増減しております。
- この結果、当事業年度期首の利益剰余金が76百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が53百万円減少しております。
9. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設計厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、当該企業年金制度へ拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)
- | | |
|----------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,650,650百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の合計額 | 1,782,453百万円 |
| 差引額 | △131,803百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月分)
- | |
|--|
| 掛金拠出額は、事務費掛金を除いています。掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。 |
|--|
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別償還42百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
11. 繰上返済引当金は、負債計上を中止した貸付金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき従来の払戻見込額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 解約違約金損失引当金は、企画した事業の中止により、負担すべき解約違約金の支払いに備えるため、解約違約金の見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 875百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 3,250百万円
17. 有形固定資産の圧縮記録累計額 242百万円(うち当期-百万円)
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、現金自動預払機、オート・キャッシャー・オープン出納システム等の出納連携機器、OAサーバー・クライアント等のシステム関連機器とその周辺機器、及びその他の事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は588百万円、延滞債権額は3,380百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項4に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はございません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金であります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は229百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利なる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,568百万円です。
- なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別審査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は898百万円です。
24. 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行当座貸付制度・国庫金庫入代店、地方公共団体指定金融機関の担保として、預金金1,82百万円、有価証券413百万円を差し入れています。
- また、その他の資産は、地方公共団体指定金融機関の担保として4,500百万円、水道事業会計出納取扱契約に基づく担保として155千万円が含まれております。
25. 出資1口当たりの純資産額 4,369円1銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、開通情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による貸出審査会を開催し、審査・報告を行っております。

これら信用管理の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において審議されたALMIに関する方針を常務理事会において決定し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

目的としてはリスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの計量化によりモニタリングを行い、月末ペースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券等は、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、リスク統括課を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主要な金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「買入金債権」、「預金債権」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。

当金庫では、これら金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:アセットクラスに依り1ヵ月、3ヵ月、1年、観測期間:有価証券5年、その他1年、信頼区間99%)により算出しており、当事業年度末現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,441百万円です。

ただし、VaRは過去の相場をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、ALMを通じて、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっても、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
- 2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注)1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
- また、重要な取引科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)預け金(*1)	70,086	69,889	△196
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	32,421	32,834	413
その他有価証券	57,363	57,363	-
(3)貸出金(*1)	120,828		
貸倒引当金(*2)	△2,236		
	118,592	122,634	4,041
(4)金銭の信託	994	994	-
(5)買入金債権	3,044	3,006	△37
金融資産計	282,502	286,724	4,221
(1)預金債権(*1)	272,687	272,787	100
(2)譲渡性預金(*1)	400	400	-
(3)借入金(*1)	98	106	8
金融負債計	273,185	273,293	108

(*1)貸出金、満期のある預け金、預金債権のうち定期性預金、譲渡性預金、借入金の時価)には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(*2)貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注)1)金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1)預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- 預入利率に期限前償還権が付与されているものや、預入利率に株価指数に連動して決定する預け金は、合理的に算定された時価をもって時価としております。合理的に算定された時価は、モジュールにより算定された将来キャッシュ・フローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。
- (2)有価証券
- 債券及び上場優先出資証券は取引所の価格によっております。一般投資家私募投資信託は、運用会社から提供された基準価格によっております。
- なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.に記載しております。
- (3)貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に对应する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金動定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額
- (4)金銭の信託
- 金銭の信託は、運用会社から提供された価格によっております。
- (5)買入金債権
- 買入金債権は、取引金融機関から提供された価格によっております。
- 金融負債
- (1)預金債権
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。
- (2)譲渡性預金
- 譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。
- (3)借入金
- 借入金のうち、変動金利によるものは該当ございません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
- | 区 分 | 貸借対照表計上額(百万円) |
|-------------------|---------------|
| 非上場株式(*1) | 10 |
| 投資事業有限責任組合出資金(*2) | 19 |
| 合 計 | 30 |
- (*1)非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。
- (*2)投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*)	42,500	-	7,600	11,000
有価証券	3,387	20,483	30,802	34,741
満期保有目的の債券	260	6,262	15,862	10,036
その他有価証券のうち満期があるもの	3,127	14,221	14,940	24,705
貸出金(*)	30,591	34,515	25,227	24,151
買入金銭債権	994	-	-	0
貸入金銭債権	12	26	4	3,000
合計	77,486	55,025	63,634	72,893

(*) 預け金のうち期間の定めがないもの、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	121,829	20,264	-	5
譲渡性預金	400	-	-	-
借入金	7	30	41	19
合計	122,236	20,294	41	24

(*) 預金積金には、要求払預金は含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債(政府保証債、公社国債、金融債、事業債)」、「外国証券」、「株式」、「その他の証券(優先出資証券、投資信託)」が含まれております。

満期保有目的の債券

種別	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	12,223	12,999	775
国債	8,888	9,562	673
地方債	1,075	1,139	64
社債	2,259	2,296	36
公社国債	459	483	23
事業債	1,800	1,813	13
その他	7,599	7,826	227
外国証券	7,599	7,826	227
小計	19,823	20,826	1,002
債券	6,297	6,228	△69
社債	6,297	6,228	△69
事業債	6,297	6,228	△69
その他	6,300	5,780	△519
外国証券	6,300	5,780	△519
小計	12,597	12,008	△589
合計	32,421	32,834	413

その他の有価証券

種別	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
債券	38,480	37,149	1,330
国債	19,001	18,034	966
地方債	16,231	15,893	338
社債	3,247	3,221	26
政府保証債	217	215	2
公社国債	208	199	8
金融債	1,601	1,600	1
事業債	1,220	1,205	14
その他	2,017	1,972	45
優先出資証券	369	343	25
投資信託	1,647	1,628	19
小計	40,497	39,121	1,376
債券	12,385	12,621	△235
国債	5,489	5,587	△97
社債	6,896	7,034	△137
政府保証債	20	20	△0
公社国債	4,695	4,769	△74
金融債	399	400	△0
事業債	1,780	1,843	△63
その他	4,480	4,605	△125
外国証券	3,391	3,505	△114
投資信託	1,088	1,100	△11
小計	16,866	17,227	△361
合計	57,363	56,349	1,014

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	73	68	-
債券	19,063	150	-
国債	18,562	149	-
社債	501	1	-
その他	599	0	1
外国証券	599	0	1
合計	19,736	219	1

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	994	994	0	0	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,389百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが5,297百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(毎月一定日及び1年毎)予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び負債の発生の主なる原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	937百万円
税務上の繰越欠損金(注)	137百万円
減損損失	121百万円
退職給付引当金	8百万円
偶発損失引当金	26百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	20百万円
その他	136百万円
繰延税金資産小計	1,389百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,146百万円
評価性引当額小計	△1,152百万円
繰延税金資産合計	236百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	274百万円
繰延税金負債合計	274百万円
繰延税金負債の純額	37百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	137	137
評価性引当額	-	-	-	-	6	6
繰延税金資産	-	-	-	-	131	131(*2)

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、業績予測等を総合的に勘案し、合理的に見積もった将来の一時差異等加減算前課税所得見積額を算定し回収可能性を判断しております。

33. 追加情報
その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した1,400百万円であり、

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額……………102円5銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。
当金庫は営業店毎に継続的に収支の把握を行っていることから各営業店を資産のグルーピングの最小単位としております。本部・倉庫等については独立したキャッシュ・フローを生まないことから共用資産としております。
このうち以下の資産については、資産の遊休化又は営業活動から生じる損益の低下に伴う回収可能見込額の減少により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。
なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額としており、正味売却価額は不動産鑑定評価額または固定資産評価額に基づき算定した額としております。(単位:千円)

地域	主な用途	種類	減損損失
江差町	役員員用住宅	建物、事業用不動産等	55,093
		土地	34,130
木古内町	営業用店舗	建物、事業用不動産等	1,356
知内町	営業用店舗	建物、事業用不動産等	3,886
		土地	144
合計			94,611

役員員の報酬体系の情報開示

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	79

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」69百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	2,622 百万円	2,536 百万円	3,963 百万円	3,939 百万円	3,776 百万円
経常利益(損失△)	709 百万円	382 百万円	477 百万円	611 百万円	385 百万円
当期純利益(純損失△)	567 百万円	383 百万円	219 百万円	296 百万円	406 百万円
出資総額	363 百万円	3,428 百万円	3,422 百万円	3,403 百万円	3,379 百万円
普通出資額	363 百万円	2,028 百万円	2,022 百万円	2,003 百万円	1,979 百万円
優先出資額	- 百万円	1,400 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
出資総口数	727,788 口	4,337,784 口	4,045,280 口	4,006,799 口	3,958,550 口
普通出資口数	727,788 口	4,057,784 口	4,045,280 口	4,006,799 口	3,958,550 口
優先出資口数	- 口	280,000 口	- 口	- 口	- 口
純資産額	14,408 百万円	19,670 百万円	16,896 百万円	17,441 百万円	17,294 百万円
総資産額	158,620 百万円	291,587 百万円	293,240 百万円	295,778 百万円	291,930 百万円
預金積金残高	143,123 百万円	270,018 百万円	274,101 百万円	276,462 百万円	272,687 百万円
貸出金残高	64,614 百万円	123,898 百万円	121,430 百万円	119,192 百万円	120,828 百万円
有価証券残高	39,674 百万円	66,366 百万円	67,565 百万円	78,124 百万円	89,815 百万円
単体自己資本比率	22.89 %	18.52 %	15.18 %	14.57 %	14.19 %
普通出資に対する配当金 (普通出資1口当たり)	年 3.0 % 15 円	年 3.0 % 15 円	年 3.0 % 15 円	年 3.0 % 15 円	年 3.0 % 15 円
優先出資に対する配当金 (優先出資1口当たり)	- 円	120 円	- 円	- 円	- 円
役員数	14 人	21 人	17 人	15 人	13 人
うち常勤役員数	7 人	12 人	9 人	7 人	5 人
職員数	162 人	285 人	271 人	267 人	263 人
会員数	7,616 人	18,831 人	18,518 人	18,235 人	17,928 人

※「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 ※2017年8月24日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律44号)第15号第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた1,400百万円を2017年度よりその他の出資金に振り替えて計上したことから、上欄の「出資総額」には当該金額が含まれております。
 ※職員数には臨時職員、長期欠勤者、休職者、常勤嘱託を含む在籍者を記載しております。

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位:百万円・%)

科目	2018年度			2019年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	292,081	3,092	1.05	292,229	3,100	1.06
うち貸出金	117,428	2,103	1.79	117,919	2,093	1.77
うち預け金	97,938	331	0.33	86,406	228	0.26
うち有価証券	73,462	614	0.83	83,561	725	0.86
資金調達勘定	280,949	95	0.03	280,528	60	0.02
うち預金積金	281,713	93	0.03	281,379	58	0.02
うち譲渡性預金	96	0	0.12	22	0	0.05
うち借入金	109	1	1.28	102	1	1.28

※資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2018年度12百万円、2019年度11百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2018年度999百万円、2019年度999百万円)及び利息(2018年度299千円、2019年度199千円)をそれぞれ控除して表示しております。

※「資金運用利回り」は、貸出金や余剰金等の運用収益力を表す利回りで資金運用の成果を示します。

※「資金調達利回り」は、有利子負債の直接調達コストを表し、預金や借入金等の資金調達に直接要した費用の利回りです。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	2018年度			2019年度			
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減	
受取利息	貸出金利息	△ 92,599	△ 74,336	△ 166,935	5,873	△ 15,681	△ 9,808
	預け金利息	△ 19,361	34,443	15,081	△ 36,878	△ 66,433	△ 103,312
	有価証券利息配当金	51,458	△ 23,667	27,791	87,172	22,919	110,092
	その他の受入利息	△ 42	8,979	8,937	8	10,489	10,498
	受取利息合計	△ 22,516	△ 92,607	△ 115,124	△ 3,918	11,387	7,468
支払利息	預金利息	1,031	△ 28,755	△ 27,723	△ 122	△ 34,380	△ 34,502
	譲渡性預金利息	36	-	36	△ 60	△ 46	△ 106
	借用金利息	△ 140	37	△ 102	△ 85	-	△ 85
	その他の支払利息	△ 27	-	△ 27	△ 46	3	△ 42
	支払利息合計	1,041	△ 28,859	△ 27,817	△ 154	△ 34,582	△ 34,737

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

業務粗利益及び業務粗利益率

金融機関の事業の収益性を示す重要な指標に「業務粗利益」があります。

この内訳は、次の3つを合計したものです。

- ・資金の運用と調達利益(資金運用収支)
- ・振込や保証等の手数料等による収益(役務取引等収支)
- ・有価証券や外国為替の売買等による利益(その他業務収支)

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
業務粗利益	3,447	3,332
資金運用収支(資金利益)	2,997	3,039
役務取引等収支	155	142
その他業務収支	294	150
業務粗利益率(%)	1.18	1.14

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

※資金調達費用において金銭の信託運用見合費用(2018年度299千円、2019年度199千円)を控除しております。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

利ざや及び利益率

「総資金利ざや」とは、業務の中で貸出金利回と預金原価率の差である預金貸出金利ざやだけの経営指標よりもっと幅の広い運用全体・調達全体の状況を利回の差で表すもので、経営効率の良否を示す鍵となるものです。

また、「総資産利益率」とは、総資産額(貸出金・有価証券・不動産等)に対する経常利益及び当期利益の割合を示したものです。

(単位:%)

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.05	1.06
資金調達原価率	1.06	1.03
総資金利ざや	△ 0.01	0.03
総資産経常利益率	0.20	0.12
総資産当期純利益率	0.09	0.13

$$\text{総資金利ざや} = \text{資金運用利回} - \text{資金調達原価率}$$

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

科目別預金の平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当座預金	5,938	5,979
普通預金	118,681	122,468
貯蓄預金	1,099	1,110
通知預金	717	206
別段預金	1,015	1,015
納税準備預金	137	147
流動性預金計	127,589	130,926
定期預金	145,262	142,468
定期積金	8,862	7,983
定期性預金計	154,124	150,452
譲渡性預金その他の預金	96	22
合計	281,810	281,401

固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	140,847	134,948
変動金利定期預金	64	55
その他定期預金	-	-
合計	140,912	135,004

※固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

※変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

科目別貸出金の平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
割引手形	977	939
手形貸付	13,640	14,321
証書貸付	99,776	99,338
当座貸越	3,033	3,320
合計	117,428	117,919

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	2018年度	2019年度
期末残高預貸率	43.07	44.24
期中平均残高預貸率	41.66	41.90

※ 預金には、定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。
 ※ 「預貸率」は、お預かりしている預金のうち、貸出金として運用されている割合です。
 ※ 当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

固定・変動金利区別の貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利	53,260	51,833
変動金利	65,932	68,995
合計	119,192	120,828

用途別の貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
設備資金	56,319	58,019
運転資金	47,445	47,432
住宅ローン	11,381	11,113
消費者ローン	4,045	4,264
合計	119,192	120,828

業種別貸出金残高状況

(単位:先・百万円・%)

項目	2018年度			2019年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	139	6,806	5.7	138	6,659	5.5
農業、林業	21	633	0.5	24	785	0.6
漁業	14	403	0.3	15	476	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	5	0.0	2	3	0.0
建設業	413	10,095	8.4	402	10,530	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	8	0.0	3	16	0.0
情報通信業	8	450	0.3	9	489	0.4
運輸業、郵便業	45	1,951	1.6	47	2,141	1.7
卸売業、小売業	366	8,734	7.3	361	10,534	8.7
金融業、保険業	22	2,937	2.4	22	3,024	2.5
不動産業	431	32,089	26.9	452	33,857	28.0
物品賃貸業	9	386	0.3	9	338	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	27	229	0.1	24	257	0.2
宿泊業	31	2,453	2.0	34	2,146	1.7
飲食業	140	1,161	0.9	139	1,276	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	66	1,714	1.4	72	1,885	1.5
教育、学習支援業	5	344	0.2	7	626	0.5
医療、福祉	96	8,410	7.0	96	7,933	6.5
その他のサービス	182	3,310	2.7	192	3,352	2.7
小計	2,019	82,129	68.9	2,048	86,336	71.4
地方公共団体	13	21,358	17.9	12	19,061	15.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,065	15,704	13.1	5,904	15,431	12.7
合計	8,097	119,192	100.0	7,964	120,828	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	貸 出 金		債 務 保 証 見 返	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,005	912	25	-
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	298	253	-	-
不 動 産	44,070	44,859	25	211
そ の 他	-	-	-	-
計	45,374	46,025	50	211
信用保証協会・信用保険	17,646	18,625	1	0
保 証	16,956	18,483	267	274
信 用	39,215	37,694	-	-
計	73,817	74,803	269	275
合 計	119,192	120,828	320	487

商品有価証券

取扱いございません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合 計	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 債	2,328	-	7,176	8,480	6,884	6,540	16,286	18,358	-	-	32,676	33,379
地 方 債	-	1,097	6,873	8,172	10,248	7,725	310	311	-	-	17,433	17,306
社 債	2,036	2,290	3,137	1,033	2,576	4,721	5,076	10,655	-	-	12,826	18,701
政 保 債	-	9	9	-	209	229	-	-	-	-	219	238
公 社 公 団 債	-	260	471	208	199	199	-	4,695	-	-	671	5,364
金 融 債	1,601	1,601	2,004	399	-	-	-	-	-	-	3,606	2,000
事 業 債	434	420	651	425	2,166	4,291	5,076	5,960	-	-	8,329	11,098
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	16	10	16	10
外 国 証 券	204	-	1,502	2,796	6,196	9,710	5,841	4,784	-	-	13,744	17,291
投 資 信 託	-	-	205	-	815	2,104	-	631	-	-	1,021	2,736
そ の 他 の 証 券	1	-	3	1	11	17	-	-	389	369	405	389
合 計	4,571	3,388	18,899	20,485	26,732	30,819	27,515	34,741	405	380	78,124	89,815

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国 債	34,848	31,477
地 方 債	16,982	16,982
社 債	12,799	15,864
政 保 債	200	225
公 社 公 団 債	659	2,837
金 融 債	4,447	2,846
事 業 債	7,491	9,954
株 式	16	15
そ の 他	8,814	19,221
外 国 証 券	7,799	16,876
投 資 信 託	649	1,982
そ の 他 の 証 券	366	361
合 計	73,462	83,561

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	2018年度	2019年度
期 末 残 高 預 証 率	28.23	32.88
期 中 平 均 残 高 預 証 率	26.06	29.69

※預金には、定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。

※「預証率」は、預金に対する有価証券の運用割合です。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 満期保有目的債券

(単位:百万円)

種類	2018年度				2019年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	評価差額	貸借対照表計上額	時価	差額	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	13,587	14,568	981	12,223	12,999	775	
	国債	8,942	9,776	833	8,888	9,562	673	
	地方債	1,085	1,163	78	1,075	1,139	64	
	社債	3,559	3,628	68	2,259	2,296	36	
	公社債	459	492	32	459	483	23	
	事業債	3,100	3,136	36	1,800	1,813	13	
	その他	5,599	5,814	214	7,599	7,826	227	
外国証券	5,599	5,814	214	7,599	7,826	227		
小計	19,187	20,383	1,195	19,823	20,826	1,002		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	3,315	3,304	△10	6,297	6,228	△69	
	社債	3,315	3,304	△10	6,297	6,228	△69	
	事業債	3,315	3,304	△10	6,297	6,228	△69	
	その他	4,800	4,548	△251	6,300	5,780	△519	
	外国証券	4,800	4,548	△251	6,300	5,780	△519	
小計	8,115	7,853	△262	12,597	12,008	△589		
合 計	27,302	28,236	933	32,421	32,834	413		

2. その他有価証券

(単位:百万円)

種類	2018年度			2019年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	
貸借対照表計上額を超えるもの	債券	43,097	41,399	1,698	38,480	37,149	1,330
	国債	21,447	20,247	1,199	19,001	18,034	966
	地方債	16,348	15,893	455	16,231	15,893	338
	社債	5,301	5,258	43	3,247	3,221	26
	政保債	219	215	3	217	215	2
	公社債	211	199	11	208	199	8
	金融債	3,606	3,600	6	1,601	1,600	1
	事業債	1,264	1,242	21	1,220	1,205	14
	その他	2,050	1,949	100	2,017	1,972	45
	外国証券	937	905	32	-	-	-
	優先出資	389	343	45	369	343	25
投資信託	723	700	23	1,647	1,628	19	
小計	45,147	43,348	1,799	40,497	39,121	1,376	
貸借対照表計上額を超えないもの	債券	2,935	2,945	△10	12,385	12,621	△235
	国債	2,285	2,295	△9	5,489	5,587	△97
	社債	649	650	△1	6,896	7,034	△137
	政保債	-	-	-	20	20	△0
	公社債	-	-	-	4,695	4,769	△74
	金融債	-	-	-	399	400	△1
	事業債	649	650	△1	1,780	1,843	△63
	その他	2,705	2,724	△18	4,480	4,605	△125
外国証券	2,407	2,424	△16	3,391	3,505	△114	
投資信託	298	300	△1	1,088	1,100	△11	
小計	5,640	5,670	△29	16,866	17,227	△361	
合 計	50,788	49,018	1,769	57,363	56,349	1,014	

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
非上場株式	16	10
投資事業有限責任組合出資金	16	19
合 計	33	30

4. 金銭の信託

- ・運用目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
- ・満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
- ・その他の金銭の信託

(単位:百万円)

2018年度					2019年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
992	1,000	△7	-	△7	994	994	0	0	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

5. オフ・バランス取引

該当する取引はございません。

(規則第102条第1項第5号に規定する金融等デリバティブ取引)

自己資本比率規制に基づく開示

自己資本比率規制の第3の柱による開示項目索引

〈開示項目〉

●自己資本の構成に関する開示事項 P.42

●定性的な開示事項

- ・自己資本調達手段の概要 P.43
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要 P.43
- ・信用リスクに関する事項 P.46
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・オペレーショナル・リスクに関する項目 P.48
- ・金利リスクに関する事項 P.48

●定量的な開示事項

- ・自己資本の充実度に関する事項 P.43
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) P.44・45
- ・信用リスク削減手法に関する事項 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・出資等エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 P.47
- ・金利リスクに関する事項 P.48

当金庫の自己資本の充実の状況等について

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,094	16,494
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,567	3,542
うち、利益剰余金の額	12,587	13,011
うち、外部流出予定額(△)	60	59
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	377	423
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	377	423
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,472	16,917
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	32
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	106	131
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	34	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	175	163
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,296	16,754
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,718	112,096
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,505	△ 2,505
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,505	△ 2,505
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,107	5,973
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,825	118,069
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	14.57%	14.19%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による(普通)出資金による調達の他、内部留保として積み立てている利益剰余金、資本剰余金、一般貸倒引当金で構成されています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	105,718	112,096	4,228	4,483
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	107,135	113,308	4,285	4,532
(i) ソブリン向け	132	1,337	5	53
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,415	16,739	776	669
(iii) 法人等向け	32,875	33,988	1,315	1,359
(iv) 中小企業等向け及び個人向け	12,320	12,802	492	512
(v) 抵当権付住宅ローン	5,064	5,196	202	207
(vi) 不動産取得等事業向け	16,883	19,386	675	775
(vii) 3か月以上延滞等	822	852	32	34
(viii) その他上記以外	19,622	23,005	784	920
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,957	14,721	438	588
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,753	1,684	70	67
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	212	264	8	10
上記以外のエクスポージャー	6,698	6,334	267	253
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,088	1,293	43	51
ルック・スルー方式	1,073	1,293	42	51
マンドート方式	15	-	0	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段等に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,505	△2,505	△100	△100
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,107	5,973	244	238
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	111,825	118,069	4,473	4,722

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。
- 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<p>(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)</p> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー			
					2018年度		2019年度		2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
			2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	国内	国外	国内	国外	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業		6,890	7,716	6,890	6,715	-	-	1,000	-	-	-	-	-	131	111	
農 業、林 業		672	851	672	851	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
漁 業		532	619	532	619	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業		5	3	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建 設 業		10,696	11,190	10,696	11,190	-	-	-	-	-	-	-	-	4	93	
電気・ガス・熱供給・水道業		4,216	5,469	8	19	4,195	-	5,435	-	-	-	-	-	-	-	
情 報 通 信 業		557	695	451	489	100	-	200	-	-	-	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業		1,965	2,148	1,959	2,148	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	
卸 売 業、小 売 業		9,172	10,929	9,070	10,827	101	-	101	-	-	-	-	-	9	31	
金 融 業、保 険 業		116,421	101,120	2,968	3,051	7,341	13,729	6,259	16,905	-	-	-	-	0	0	
不 動 産 業		33,444	35,213	33,137	34,908	305	-	304	-	-	-	-	-	6	0	
飲 食 業		1,447	1,600	1,447	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-	46	33	
宿 泊 業		2,479	2,351	2,479	2,351	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 療・福 祉		8,690	8,155	8,690	8,155	-	-	-	-	-	-	-	-	1,087	933	
教 育・学 習 支 援 業		358	641	358	641	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
物 品 賃 貸 業		386	338	386	338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業		254	314	252	276	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	
生活関連サービス業、娯楽業		1,913	2,055	1,910	2,052	-	-	-	-	-	-	-	-	81	67	
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,546	3,569	3,481	3,567	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国・地方公共団体等		70,676	74,643	21,384	19,062	49,203	-	54,991	500	-	-	-	-	-	-	
個 人		12,859	12,514	12,850	12,505	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	
そ の 他		7,148	7,340	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計		294,337	289,482	119,653	121,394	61,248	13,729	68,292	17,405	-	-	-	-	1,372	1,284	
1 年 以 下		72,545	80,188	23,841	25,303	4,334	200	3,385	-	-	-	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下		19,288	16,265	8,440	6,823	10,219	105	8,825	602	-	-	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下		18,235	28,895	10,178	10,513	6,633	1,407	8,572	2,200	-	-	-	-	-	-	
5 年 超 10 年 以 下		73,107	54,298	25,785	25,874	19,119	6,197	18,629	9,803	-	-	-	-	-	-	
10 年 超		101,706	100,231	51,045	52,551	20,941	5,819	28,880	4,800	-	-	-	-	-	-	
期間の定めのないもの		9,455	9,603	361	328	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
残 高 期 間 別 合 計		294,337	289,482	119,653	121,394	61,248	13,729	68,292	17,405	-	-	-	-	-	-	

- (注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、
3.上記の業種区分「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、未収受入手数料、前払費用、仮払金、固定資産、その他の資産等が含まれます。
また、期間区分について、未収利息、カードローン、総合口座は各期間及び「期限の定めのないもの」に区分しております。
4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
5.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2018年度	285	377	-	285	377
	2019年度	377	423	-	377	423
個 別 貸 倒 引 当 金	2018年度	1,954	1,754	21	1,933	1,754
	2019年度	1,754	1,813	25	1,728	1,813
合 計	2018年度	2,240	2,132	21	2,219	2,132
	2019年度	2,132	2,236	25	2,106	2,236

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	667	262	262	316	8	3	659	258	262	316	2	6
農業、林業	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	197	195	195	259	-	-	197	195	195	259	-	-
建設業	326	229	229	47	-	-	326	229	229	47	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	317	548	548	575	5	-	312	548	548	575	-	14
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	205	160	160	291	0	-	205	160	160	291	1	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3	-	-	0	3	-	-	-	-	0	4	-
宿泊業	126	-	-	-	-	-	126	-	-	-	-	-
飲食業	13	8	8	13	0	0	12	8	8	13	6	-
生活関連サービス業、娯楽業	42	59	59	23	0	20	42	38	59	23	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2	245	245	249	-	-	2	245	245	249	24	-
その他のサービス業	12	20	20	-	-	-	12	20	20	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	35	25	25	34	1	1	33	24	25	34	4	-
合計	1,954	1,754	1,754	1,813	21	25	1,933	1,728	1,754	1,813	44	21

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
0%	-	-	87,454	82,065
10%	-	-	9,335	9,601
20%	-	-	96,941	89,367
35%	-	-	14,657	15,019
50%	5,196	5,982	305	3,486
70%	-	-	300	-
75%	-	-	14,400	14,536
100%	-	-	62,605	65,019
120%	-	-	300	-
150%	-	-	43	79
250%	-	-	2,797	4,324
合計	5,196	5,982	289,141	283,500

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、公共性、確実性、成長性、流動性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うため、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、内部規定「信用リスク管理規程」に基づく四半期ごとの業種別、資金使途別、金額段階別、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク管理として、予想デフォルト率のデータを整備し、信用格付や未保全率等リスクに見合った適正な貸出金利の設定を行う態勢を構築しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一定額を超える個別案件については、経営陣を中心とする専門審議機関「貸出審議会」を設置し日々の資産管理に万全を期しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、担保・保証を除いた未保全額に対し損失額を算定し必要額を算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

・S&P社 ・Moody's社 ・R&I社 ・JCR社 ・Fitch Ratings社

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,252	1,023	5,454	6,239	-	-

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

したがって、担保や保証に過度に依存しないよう、また、平成26年2月1日から適用されました「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢も整備し、企業の将来性やキャッシュフローポジションに重点を置いた与信審査を心掛けております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証などがありますが、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」などにより適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証の取引に関し、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺などを用いる場合がありますが、信用リスク削減方策の一つとして金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書などに基づき適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様の信用度を持ち、また一般社団法人しんきん保証基金は適合格付機関が付与している格付により判定をしております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券投資として保有している投資信託には派生商品取引が存在しておりますが、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定されており、市場リスク及び信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	389	389	369	369
非上場株式等	-	-	-	-
合 計	389	389	369	369

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はございません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	45	25

時価を把握することが極めて困難と認められる出資等エクスポージャー

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式等	1,353	1,348

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場優先出資証券、非上場株式、有限責任中間法人基金への出資金が該当します。そのうち、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び株価指数との連動率(β値)に基づくリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会、常勤理事会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用規程等に基づき、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、有限責任中間法人基金の出資金に関しては、当金庫が定める自己査定基準などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,862	3,753
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	15	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規程」において、オペレーショナル・リスクは、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、裁判等により賠償責任を負う等の「法務リスク」、人事運営上の不公平等及び差別的行為により生じる「人的リスク」、災害その他の事象より生じる「有形資産リスク」、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する「風評リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと定義しています。

管理体制や管理方法等については、同管理規程のほか個別の「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」等の下位規程により定めており、確実にリスクを認識し、評価しうる管理態勢の充実に向けて取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、「基礎的手法」を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ	
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,059	9,746	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	328	
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,059	9,746	328	
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	当期末 16,754		前期末 16,296	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

リスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」としてあります(ただし、投資信託等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクはリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦され、市場リスク量や損失額を一定の範囲内に抑えるように管理を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として月次で計量しております。

金利リスクの算定手法の概要

(1) 金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
③流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提としております。
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はございません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	保有する金融資産・負債は、円建てのみです。
⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はございません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はございません。
⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テスト結果は監督上の20%を超過しておりますが、金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると考えております。

(2) 内部管理上ΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

②金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用しております。保有期間は、資産の流動性を考慮のうえ1ヵ月、3ヵ月、1年間とし、信頼区間を99%としています。また、観測期間については、有価証券を5年、その他銀行勘定を1年としています。

うみしんのあゆみ

●大正

- 13年 2月 ■ 有限責任「江差信用組合」設立
- 7月 ■ 有限責任「函館信用組合」設立

●昭和

- 8年 6月 ■ 保証責任「江差信用組合」に改組
- 18年 7月 ■ 市街地信用組合法により「函館信用組合」に改組
- 20年 2月 ■ 市街地信用組合法により「江差信用組合」に改組
- 7月 ■ 万代町支店(現ばんだい支店)開設
- 22年 2月 ■ 上ノ国支所(現上ノ国支店)開設
- 12月 ■ 熊石支所(現熊石支店)開設
- 23年10月 ■ 乙部支所(現乙部支店)開設
- 25年 5月 ■ 五稜郭支店開設
- 9月 ■ 上磯支店(現北斗支店)開設
- 12月 ■ 俄虫支所(現厚沢部支店)開設
- 26年10月 ■ 信用金庫法制定により「函館信用金庫」に改組
- 12月 ■ 信用金庫法制定により「江差信用金庫」に改組
- 27年10月 ■ 尻岸内支店(現えさん支店)開設
- 28年 8月 ■ 福島支店開設
- 31年 6月 ■ 弁天町支店(弁天支店)開設
- 32年 7月 ■ 七飯支店開設
- 34年 5月 ■ 奥尻支店開設
- 35年11月 ■ 木古内支店開設
- 36年 8月 ■ 奥尻支店青苗出張所開設(昭和39年10月支店に昇格)
- 37年10月 ■ 亀田支店開設
- 39年 8月 ■ 湯の川支店(現湯川支店)開設
- 44年 9月 ■ 函館支店開設
- 54年12月 ■ 中道支店開設
- 日本銀行と当座預金取引開始
- 55年11月 ■ 日本銀行歳入代理店事務取扱開始
- 56年 8月 ■ 松前支店開設
- 57年10月 ■ 知内支店開設
- 58年 9月 ■ 七重浜支店開設

●平成

- 4年 5月 ■ 七飯支店「七飯町役場」へ店外CD開設
- 5年11月 ■ 日本銀行との当座預金取引開始
- 6年12月 ■ 日本銀行歳入代理店事務取扱開始
- 7年 2月 ■ 青苗支店を廃店し奥尻支店に統合
- 奥尻支店「青苗出張所」店外ATMを開設
- 8年 4月 ■ 七重浜支店「ユニークショップつしま(現ラルズマート)出張所」店外ATMを開設
- 9年 3月 ■ 上磯支店「久根別出張所」店外ATMを開設
- 10年 7月 ■ 本店「北海道立江差病院」店外ATMを開設
- 12月 ■ 上磯支店「上磯町役場(現北斗市役所)出張所」店外ATMを開設
- 亀田支店「桔梗出張所」店外ATMを開設

- 13年11月 ■ 亀田支店移転新築オープン
- 15年 4月 ■ 奥尻支店「青苗出張所」店外ATMを奥尻町総合研修センター内に移設
- 10月 ■ 本部・本店(現函館中央営業部)移転オープン
- 17年11月 ■ 函館支店移転新築オープンと同時に自動式貸金庫(生体認証装置付)の取扱開始
- 木古内支店移転新築オープン
- 18年10月 ■ 北斗市誕生に伴い、上磯支店を北斗支店に名称変更
- 19年 9月 ■ 湯川支店移転新築オープン
- 22年10月 ■ 千代台支店を五稜郭支店に統合
- 五稜郭支店移転オープン
- 23年 2月 ■ 花園支店を湯川支店に統合
- 24年 2月 ■ 弁天支店を本店(現函館中央営業部)に統合
- 3月 ■ 厚沢部支店移転新築オープン
- 26年11月 ■ 七重浜支店建替新築オープンと同時に自動式貸金庫(生体認証装置付)の取扱開始
- 12月 ■ 松前支店建替新築オープン
- 27年12月 ■ 上ノ国支店建替新築オープン
- 28年12月 ■ 乙部支店移転新築オープン

- 29年1月23日 江差信用金庫と函館信用金庫が合併「道南うみ街信用金庫(うみしん)」誕生
- 合併に伴い、旧函館信用金庫本店を函館中央営業部に名称変更
- 30年1月 4日 熊石支店・えさん支店の窓口営業時間を変更
- 30年8月27日 五稜郭支店を函館支店に統合
- 30年9月25日 知内支店建替新築オープン
- 31年3月29日 七重浜支店「ラルズマート出張所」店外ATMを廃止

●令和

- 元年 8月 5日 木古内支店の窓口営業時間を変更
- 2年 4月 6日 本部統合移転

■は旧江差信用金庫・■は旧函館信用金庫です。

道南うみ街信用金庫



現在の本店



道南うみ街信用金庫

発行：経営管理部
〒040-0031 函館市上新川町1番25号
TEL 0138-62-1251 / FAX 0138-62-1264
<https://www.d-umishin.co.jp/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。



本誌は、環境に優しいリサイクルした植物油を使用したベジタブルインキを使用しております。